

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2022年 6 月
(第 2 回訂正分)

株式会社 A V i C

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2022年6月21日に関東財務局長に提出し、2022年6月22日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2022年5月27日付をもって提出した有価証券届出書及び2022年6月13日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集150,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,146,500株（引受人の買取引受による売出し977,400株・オーバーアロットメントによる売出し169,100株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2022年6月21日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

2022年6月21日に決定された引受価額（938.40円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格1,020円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「66,930,000」を「70,380,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「66,930,000」を「70,380,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

（注）4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

（注）5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1,020」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1.」を「938.40」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3.」を「469.20」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4.」を「1株につき1,020」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。

発行価格等の決定に当たりましては、仮条件（920円～1,020円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,020円と決定いたしました。

なお、引受価額は938.40円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（1,020円）と会社法上の払込金額（782円）及び2022年6月21日に決定された引受価額（938.40円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は469.20円（増加する資本準備金の額の総額70,380,000円）と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき938.40円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2022年6月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき938.40円）を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき81.60円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

(注) 上記引受人と2022年6月21日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「133,860,000」を「140,760,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「128,860,000」を「135,760,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額135,760千円については、運転資金（人件費及び開発費）に充当する予定であり、具体的な内容は以下に記載の通りであります。

- ① 事業規模拡大のための人員及び管理体制強化のための人員の採用教育費並びにこれら新規人員の採用に伴い増加する給与として78,760千円（2022年9月期に5,000千円、2023年9月期に32,000千円、2024年9月期に41,760千円）を充当する予定です。
- ② 作業時間短縮及び自動化による効率化のためのマーケティングDXツール投資のため、開発費として57,000千円（2022年9月期に17,000千円、2023年9月期に20,000千円、2024年9月期に20,000千円）を充当する予定です。

なお、上記調達資金については、具体的な充当期までは、現預金等の安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2022年6月21日に決定された引受価額（938.40円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格1,020円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「948,078,000」を「996,948,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「948,078,000」を「996,948,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

（注）3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

（注）3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「1,020」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「938.40」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき1,020」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「（注）3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

（注）2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数	みずほ証券株式会社	788,800株
	株式会社SBI証券	127,000株
	マネックス証券株式会社	16,600株
	楽天証券株式会社	16,600株
	いちよし証券株式会社	5,900株
	岡三証券株式会社	5,900株
	岩井コスモ証券株式会社	2,900株
	東海東京証券株式会社	2,900株
	松井証券株式会社	2,900株
	丸三証券株式会社	2,900株
	あかつき証券株式会社	1,000株
	極東証券株式会社	1,000株
	静銀ティーエム証券株式会社	1,000株
	東洋証券株式会社	1,000株
	水戸証券株式会社	1,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき81.60円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2022年6月21日に元引受契約を締結いたしました。

8. 引受人は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「164,027,000」を「172,482,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「164,027,000」を「172,482,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

（注）1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. に記載した振替機関と同一であります。

（注）5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格（円）」の欄：「未定（注） 1. 」を「1,020」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注） 1. 」を「1株につき1,020」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

（注） 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2022年6月21日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である市原創吾・ミダス投資事業有限責任組合（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、169,100株について貸株人より追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエオプション」という。）を、2022年7月27日を行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、2022年6月30日から2022年7月27日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2022年 6 月
(第 1 回訂正分)

株式会社 A V i C

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2022年6月13日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2022年5月27日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集150,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2022年6月10日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し1,146,500株（引受人の買取引受による売出し977,400株・オーバーアロットメントによる売出し169,100株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 野を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 2. の全文削除及び3. の番号変更

2【募集の方法】

2022年6月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2022年6月10日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（782円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「123,675,000」を「117,300,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「123,675,000」を「117,300,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（920円～1,020円）の平均価格（970円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は145,500,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「782」に訂正

<欄外注記の訂正>

（注）1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、920円以上1,020円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2022年6月21日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（782円）及び2022年6月21日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額（782円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「みずほ証券株式会社120,500、株式会社SBI証券19,500、マネックス証券株式会社2,600、楽天証券株式会社2,600、いちよし証券株式会社900、岡三証券株式会社900、岩井コスモ証券株式会社500、東海東京証券株式会社500、松井証券株式会社500、丸三証券株式会社500、あかつき証券株式会社200、極東証券株式会社200、静銀ティーエム証券株式会社200、東洋証券株式会社200、水戸証券株式会社200」に訂正

<欄外注記の訂正>

（注） 上記引受人と発行価格決定日（2022年6月21日）に元引受契約を締結する予定であります。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄外注記の訂正>

（注）1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（920円～1,020円）の平均価格（970円）を基礎として算出した見込額であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄外注記の訂正>

（注）3．売出価額の総額は、仮条件（920円～1,020円）の平均価格（970円）で算出した見込額であります。

5．振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄外注記の訂正>

（注）5．売出価額の総額は、仮条件（920円～1,020円）の平均価格（970円）で算出した見込額であります。

6．振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2022年5月



株式会社AViC

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式123,675千円（見込額）の募集及び株式948,078千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式164,027千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2022年5月27日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社AViC

東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル4階

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

経営方針

当社は、「マーケティングで人・企業・社会をより良くする」というミッションのもと、「究極の生産性を実現するデジタルマーケティング業界No.1のDXカンパニー(注)」を目指しております。また、マーケティングにおける企業の「デジタル・デバイド(格差)」を無くしたいと考えております。良質なデジタルマーケティングサービスを受けられていない、潤沢な広告予算を有さない企業に対して、当社が有するデジタルマーケティング技術を駆使して、質の高いサービスを提供することで、クライアントのマーケティング成果を向上させることに努めてまいります。

究極の生産性を実現するには、クライアントへの提供サービスの質を維持しながら、業務効率化を並行して推進する必要があり、それを実現するためのマーケティングDXツールへの開発投資を継続的に実施していく方針です。マーケティングDXツールを活用することで、高品質のサービスを、属人化させず組織的、かつ効率的に提供することが可能になります。

(注)DXとは、デジタルトランスフォーメーションの略であり、ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという仮説であります。

事業の内容

当社は、広告予算が中・小規模のクライアントに対しても高品質のデジタルマーケティングサービスを提供することを目的に、「マーケティングで人・企業・社会をより良くする」をミッションに掲げ、メディア運営会社から広告枠を仕入れ、広告効果を計測した上で、クライアントに対し広告運用代行を行う等のインターネット広告サービスを行っております。加えて、対象となるWebサイトの内部構造の最適化、掲載するコンテンツの作成等、SEO対策の効果を計測した上で、総合的なソリューションの提供・適切なクライアントの情報発信を行うSEOコンサルティングサービス(注)1.を提供しております。両サービス提供においては、提供サービスの付加価値を維持した上で生産性を高めることを目的に、作業時間短縮及び自動化による効率化のための、自社開発のマーケティングDXツールを積極的に活用しております。

なお、当社の事業は、デジタルマーケティング事業の単一セグメントであるため、以下サービスごとに説明を記載しております。

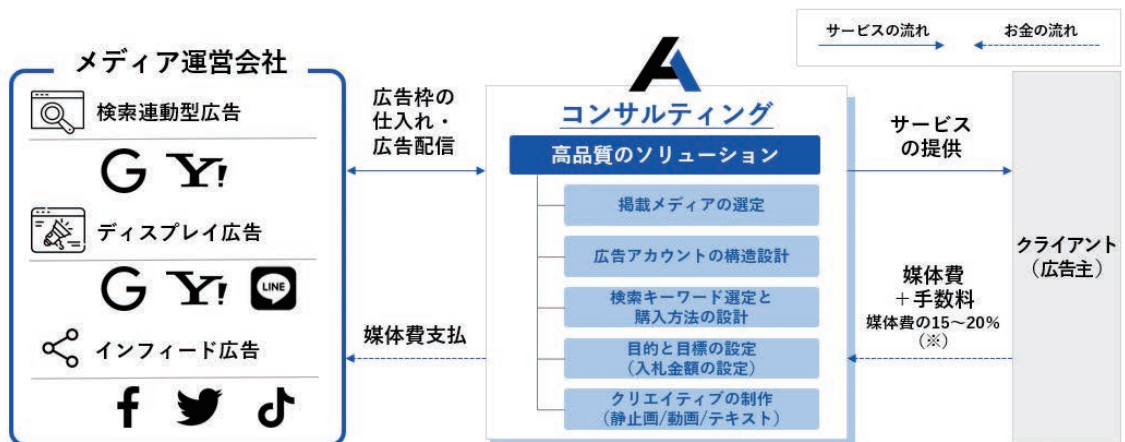
(注)1. SEOコンサルティングとは、クライアントのWebサイトの検索順位を、適切な施策により上昇させることで見込みユーザー増加に貢献する事業で、広告費用の抑制が可能であり、かつストック性の高いマーケティング施策である点が特徴です。

インターネット広告サービス、SEOコンサルティングサービスそれぞれの特徴は以下のとおりです。

(1) インターネット広告サービス

株式会社電通「2021年 日本の広告費」によると、インターネット広告市場の市場規模は、2021年において2兆7,052億円となっており、その中でも、運用型広告(注)2.は、インターネット広告市場の68.0%のシェアを占めるといわれております。

当社がインターネット広告サービスとして提供しているものとしては、主に検索連動型広告、ディスプレイ広告(注)3.、インフィード広告(注)4.等の運用型広告になります。当社は、メディア運営会社から広告枠を仕入れ、クライアントにコンサルティングを行った上で広告枠を販売し、その対価として媒体費とコンサルティング手数料を収受し、メディア運営会社に媒体費を支払っております。当社がコンサルティングのみを行い、クライアント自身で広告枠を仕入れるケースもあり、その際はコンサルティング手数料のみを収受します。また、クリエイティブ制作を受注し、納品するケースもあります。



※ 手数料は、インターネット広告業界における一般的な水準を記載しております。

運用型広告は、広告運用者が広告を配信するための設定を行い、ほぼリアルタイムに広告配信結果を確認したうえで当該確認結果を踏まえた設定の改善ができるため、運用者によって広告効果(サービス品質)に大きな違いが出るのが特徴です。メディア運営会社は、広告主、ユーザー、メディア運営会社のニーズ・収益性を最大化するためのアルゴリズム(注)5. を追求し、機械学習等のテクノロジーを進化させることでアルゴリズムの精度を高めております。また、そのアルゴリズムはメディア運営会社ごとに固有性があります。主要なメディア運営会社であるGoogleの検索連動型広告を例にとると、検索連動型広告はユーザーの検索するキーワードからユーザーのモチベーションを推測しやすいため、Googleのアルゴリズムではユーザーの過去の行動より、検索行為そのもの(検索語句や検索をした場所等)に対して最適化が働きます。同アルゴリズムにおいて重要なのは、「いかに検索された語句に対して意図した広告を反応させられるか」という点です。

当社は、3C分析(注)6.、ターゲットとなるユーザーのペルソナ像(注)7. の作成及びそのユーザーにどの媒体で接触すべきかのメディアのプランニング、ユーザーのインサイト(潜在意識・本音)を深掘った上で、どういう訴求や表現の広告で運用を行えばスムーズにクライアントのサービスを利用するに至らせることができるのかのプランニングを行います。さらに、当社は、プランニングしたものを実現するために、各メディアのアルゴリズムの特徴を理解・把握した上で、各種運用施策の設計(広告アカウントの構造、検索キーワード選定と購入方法、ターゲティングや配信方法の設定、目的と目標の設定(入札金額)、予算配分と予算設定及び、クリエイティブ制作(静止画/動画/テキスト))を行っております。Googleの検索連動型広告を例にとると、「獲得につながる可能性のあるクエリ(注)8. に、漏れなくリーチ(注)9. ができるキーワードの網羅」、「登録しているそれぞれのキーワードに対し、キーワード種別毎に適切なマッチタイプ(注)10. の設定」、「キーワードが余計なカニバリゼーション(注)11. を起こさないための適切なグルーピングと構造設計」、「効率的に獲得につながるキーワードに対して、予算による機会損失が起こらない予算設定」及び、「広告文に検索された語句を挿入する等、重要なキーワードに対してのユニークな広告文の設定」等の施策を行っております。また、「あるべき状態」の定義(指標化・数値化)をした上で、当該数値をリアルタイムにモニタリングし、入札額やクリエイティブ、ターゲット等を変更・改善しながら広告配信を行っております。なお、モニタリングと、広告配信を実施した際の広告効果のシミュレーションには、マーケティングDXツールを用いております。

(注) 2. 運用型広告とは、インターネットのユーザーに対し、リアルタイムに入札額やクリエイティブ、ターゲット等を変更・改善しながら配信する広告を指します。運用型広告の市場規模は、株式会社電通「2021年 日本の広告費」をもとに当社で算出しております。

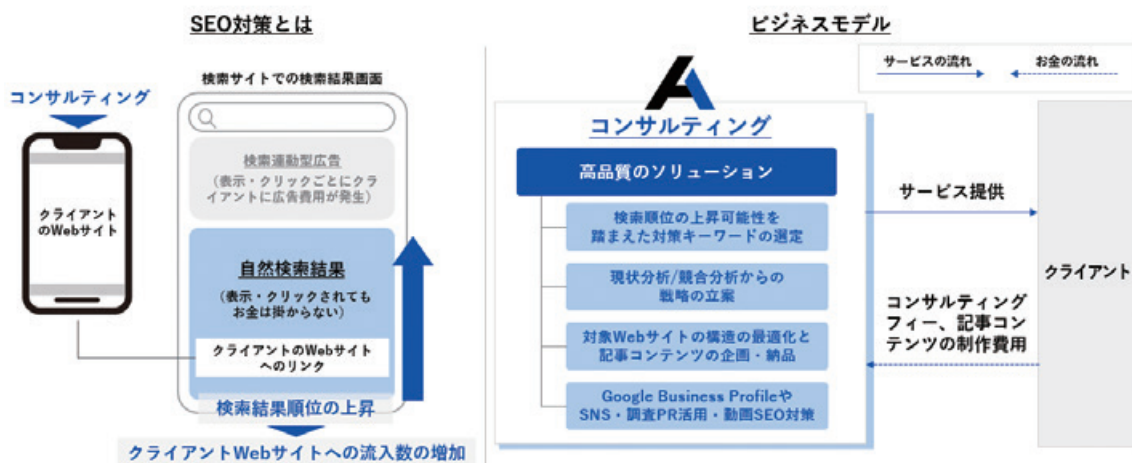
3. ディスプレイ広告とは、Webサイトの広告枠に表示される画像広告、動画広告、テキスト広告のことです。

4. インフィード広告とは、Webサイトやアプリのコンテンツとコンテンツの間に表示される体裁の広告のことです。

5. アルゴリズムとは、ある特定の問題を解く手順を、単純な計算や操作の組み合わせとして明確に定義したもので、デジタルマーケティングの分野ではコンピュータにプログラムの形で与えて実行させることができるよう定式化された、処理手順の集合のことを指します。
6. 3C分析とは、マーケティングにおける分析のフレームワークを指します。3Cとは、「Customer (市場・顧客)、Competitor (競合)、Company (自社)」の3つの頭文字を取ったものです。
7. ペルソナ像とは、サービス・商品の典型的なユーザー像を指します。
8. クエリとは、Google等の検索エンジンでユーザーが検索する際に使用した語句を指します。
9. リーチとは、ユーザーが広告を見た数を指します。
10. マッチタイプとは、ユーザーが検索している語句と広告を一致させるために使用される単語やフレーズである「キーワード」が、ユーザーの検索語句と一致すれば広告がオークションの候補に入りますが、その際にどの程度厳密な一致を求めるか指定することを指します。検索語句のマッチタイプは大きく「完全一致」、「フレーズ一致」、「部分一致」の3種類存在します。「完全一致」は検索語句と広告表示に使われたキーワードが同じ意味を持つ場合を指します。「フレーズ一致」は検索語句が広告表示に使われたキーワードの意味を含んでおり、かつ完全一致ではない場合を指します。「部分一致」は検索語句が広告表示に使われたキーワードに関連しており、かつ「完全一致」「フレーズ一致」ではない場合を指します。たとえば、多様な検索内容に対して広告を表示したい場合は部分一致を、特定の検索内容だけを対象にしたい場合は完全一致を使用します。
11. カニバリゼーションとは、同一広告主が同一のクエリに対して重複して入札してしまうことで、無駄な費用が発生することを指します。

(2)SEOコンサルティングサービス

当社は、検索結果画面における、検索順位の上昇可能性を踏まえた対策キーワードの選定・現状分析/競合分析からの戦略の立案・対象Webサイトの構造の最適化、施策実行によって得られる成果のシミュレーションの提示・Webサイト内記事ページの企画と制作を行い、その対価として主にコンサルティング手数料及び記事コンテンツ制作料等を収受しております。



SEOは依然重要ではあるとされていますが、Google等の検索エンジンのアルゴリズムのアップデートの都度SEO対策が必要であり、かつ、「どこでどう戦うか」という戦略設計が重要であるものの、その難易度が高く、多くの工数も必要であるため、当社のようなサービス提供事業者の差別化が生じやすい市場環境にあります。

当社のSEOコンサルティングサービスは、マーケティングDXツールを用いることで従来よりも高効率で、データの収集・分析・施策の立案・シミュレーションの算出までを行うことができ、以下のメソッドに基づいてソリューションを、提供しております。

① 対策キーワード選定の分母となるキーワードの網羅的な洗い出し

Googleサジェストワード(注)12.、Googleキーワードプランナー(注)13. 経由で取得するキーワード、競合他社のWebサイト流入キーワード等を活用し、マーケティングDXツールを用いてキーワードの洗い出しと組み合わせを生成することで、対策キーワード選定の分母となるキーワードを網羅します。

② 競合Webサイトの対比に基づく検索順位上昇のための要素の特定と実現性の定量判定

SEOコンサルティングサービスで対策可能な業種・事業領域であるのか、マーケット環境や競合企業の集客構造を透明化するための「領域診断」(例えば、医療の領域のキーワードである場合、クライアントはその領域の事業従事者もしくは専門機関である必要がある)、Webサイトのドメインパワー(注)14. を簡易的に測る「サイト診断」(キーワードにおけるドメインパワーの現時点での順位)、具体的なキーワードにおける各順位を調査する「キーワード診断」という流れで判定を行います。

当社は、対象キーワードの検索結果で上位に表示されるWebサイトにおいて、検索順位結果と強い相関のある要素と、競合Webサイトとの差分を、マーケティングDXツールを用いて定量的に調査します。

③ 定量的な根拠に基づいたポテンシャル(注)15. 算出・キーワード戦略設計・施策設計・シミュレーション

まず、マーケティングDXツールを用いて、キーワードの検索ボリューム・前述した競合Webサイトとの差分状況から、蓋然性の高い精緻なポテンシャルの見極めを行います。その後、重要度の定量化・検索順位の上昇可能性の見極めを踏まえ、優先順位を付けた対策キーワード選定を行います。次に、対策の実現性や必要工数の掛け合わせを踏まえ、施策設計・シミュレーションに落とし込みます。具体的には、対象Webサイトの構造の最適化(基礎～応用まで約200項目の網羅的な打ち手リストの保有)、検索順位上昇のための目標に至るまでの高精度なシミュレーションの提示、検索順位上昇のための記事コンテンツの企画・納品、Googleビジネスプロフィール(注)16. やSNS・調査PR活用・動画SEO対策を実施しています。

(注) 12. Googleサジェストワードとは、ユーザーが検索エンジンの検索窓にキーワードを入力した時に一緒に表示される検索候補となるキーワードを指します。

13. Googleキーワードプランナーとは、Googleの提供する公式の無料ツールで、広告を掲載するための入札単価やキーワードの月間検索数(検索ボリューム)などが調べられます。

14. ドメインパワーとは、対象Webサイトの被リンク数と、どのWebサイトからの被リンクかによって計られる指標を指します。

15. 具体的には、①Google検索結果のリアルタイムデータを用いた、各キーワードの順位に影響を与える主要ファクターと順位の相関の調査、②各キーワードの順位に強い影響を及ぼす主要ファクター(インポートランス)の特定、③インポートランス要素において、他のWebサイト対比で上位に表示されるかの「勝率」をキーワード別に導き、「勝てる相手」・「狙える順位」の見極め、④見極めた順位水準に到達した場合のSEO経由の集客及びクライアントの売上に与えるインパクトの精緻な算出

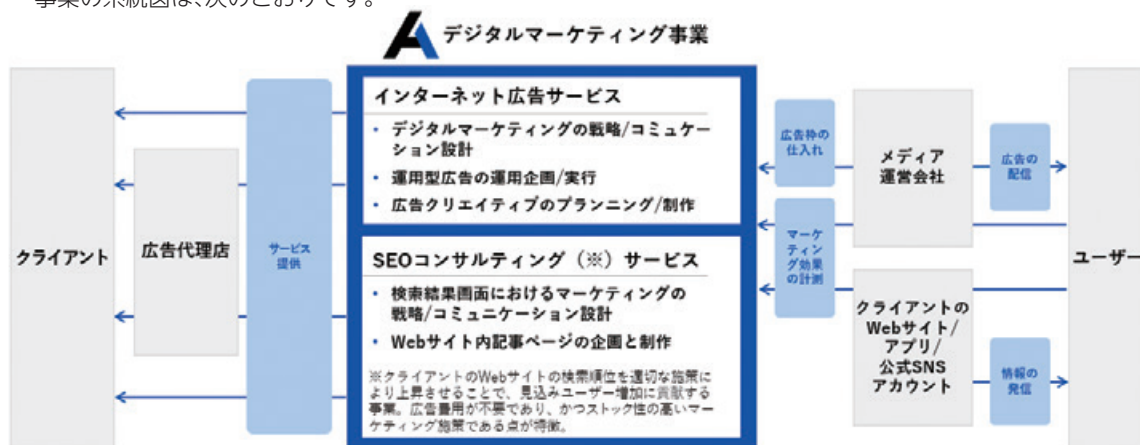
16. Googleビジネスプロフィールとは、マップや検索などのGoogleサービスでローカルビジネスをどのように表示するかを管理する機能を指します。

以上のように、デジタルマーケティングの需要は増えておりますが、高品質なサービスを提供することは容易でなく、その中において、当社は、PDCA(注)17. に基づいた高品質なサービス(P:クライアント個別のプランニング、D:最新のアルゴリズムを把握することによる計画の実現、C:リアルタイムのモニタリングと週・月単位での的確なレビュー、A:高精度の仮説による本質的な改善施策の実施)を広く提供することで、多くの企業のデジタルマーケティングを成功に導く存在となることを展望しております。

(注) 17. PDCAとは、「Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)」の頭文字を取ったものです。PDCAのサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善が可能となります。

事業系統図

事業の系統図は、次のとおりです。



(注) 18. 当社は、クライアントに対して直接ソリューションを提供するケース(直接取引)と、広告代理店経由でソリューションを提供するケースの2種類のケースがあります。

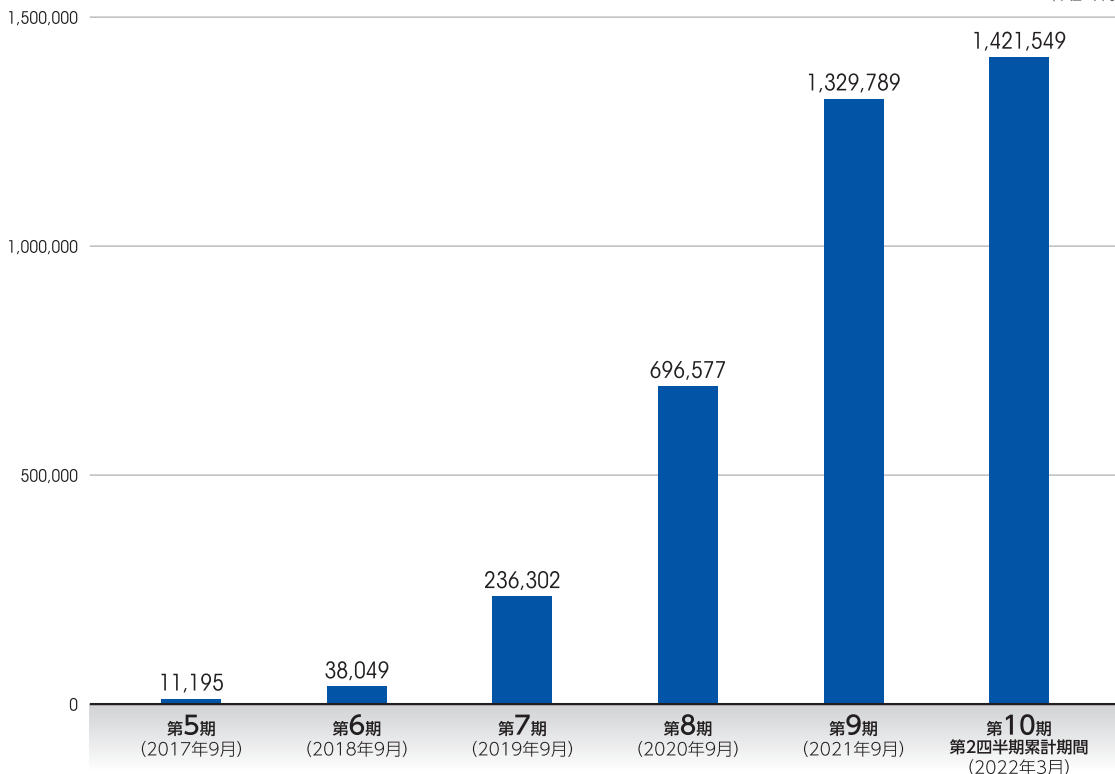
売上高に係る参考情報

当社は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を、第10期の期首から適用している影響で、当社の役割が代理人に該当する取引について総額表示から純額表示に変更を行った結果、第9期から第10期にかけて売上高が大きく減少しております。なお、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益には影響ありません。

収益認識会計基準等を適用しなかった場合の売上高(取扱高)の推移は次のとおりであります。

◎ 取扱高

(単位:千円)



(注) 取扱高の数値に関しては、ひびき監査法人の監査を受けておりません。

業績等の推移

◎ 主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

回 次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 第2四半期
決 算 年 月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年3月
売上高	11,195	38,049	236,302	696,577	1,329,789	561,579
経常利益又は経常損失(△)	△9,397	3,034	△8,701	122,276	111,638	148,676
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	△9,467	1,521	△2,294	86,391	78,759	103,174
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	10,000	16,000	31,000	98,564	98,564	98,564
発行済株式総数 (株)	200	500	530	5,541,300	5,541,300	5,541,300
純資産額	3,582	12,436	40,142	265,028	344,452	449,210
総資産額	10,680	26,610	118,265	475,531	645,039	937,043
1株当たり純資産額 (円)	17,912.14	24,873.99	75,741.29	47.22	61.43	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△47,339.14	4,243.23	△4,334.56	16.30	14.21	18.62
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	33.5	46.7	33.9	55.0	52.8	47.3
自己資本利益率 (%)	—	19.0	—	57.2	26.2	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	171,460	15,238	112,323
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△27,884	△25,653	△24,391
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	146,065	9,375	△9,528
現金及び現金同等物の期末(四半期)残高	—	—	—	329,554	328,514	406,917
従業員数 (人)	—	5	10	21	31	—
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(1)	(3)	(3)	(4)	(—)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号、2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を、第10期の期首から適用している影響で、当社の役割が代理人に該当する取引について総額表示から純額表示に変更を行った結果、第9期から第10期にかけて売上高が大きく減少しております。なお、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益には影響ありません。収益認識会計基準等を適用しなかった場合の売上高(取扱高)の推移は次のとおりであります。取扱高の数値に関しては、ひびき監査法人の監査を受けておりません。

(単位:千円)

回 次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 第2四半期 累計期間
決 算 年 月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年3月
取扱高	11,195	38,049	236,302	696,577	1,329,789	1,421,549

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

5. 1株当たり配当額及び配当性向につきましては、配当を実施していないため記載しておりません。

6. 第5期及び第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第8期、第9期及び第10期第2四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

7. 第5期及び第7期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

8. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

9. 第5期、第6期及び第7期はキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目を記載しておりません。

10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイトを含む)は、年間平均人員を()内にて外数で記載しております。

11. 第8期及び第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、ひびき監査法人の監査を受けております。

また、第10期第2四半期の四半期財務諸表については「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、ひびき監査法人の四半期レビューを受けております。

なお、第5期、第6期及び第7期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくひびき監査法人の監査を受けておりません。

12. 当社は、2020年5月22日開催の臨時株主総会決議により、2020年6月1日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

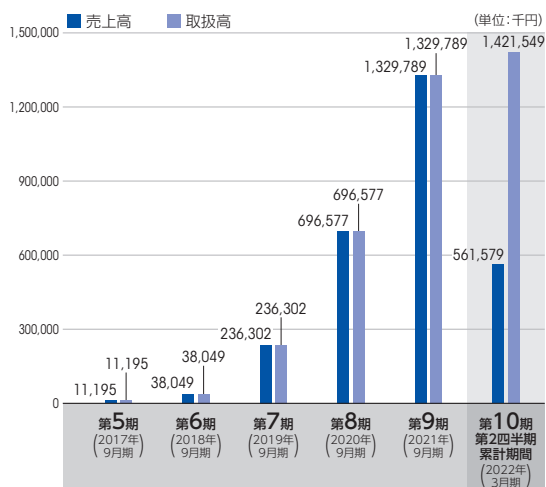
13. 当社は、2020年6月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の「[受担当考宛通知][新規上場申請のための有価証券報告書Ⅰ(の部)]」の作成上の留意点について(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第5期、第6期及び第7期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、ひびき監査法人の監査を受けておりません。

回 次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 第2四半期
決 算 年 月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年3月
1株当たり純資産額 (円)	1.79	2.49	7.57	47.22	61.43	—
1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△4.73	0.42	△0.43	16.30	14.21	18.62
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

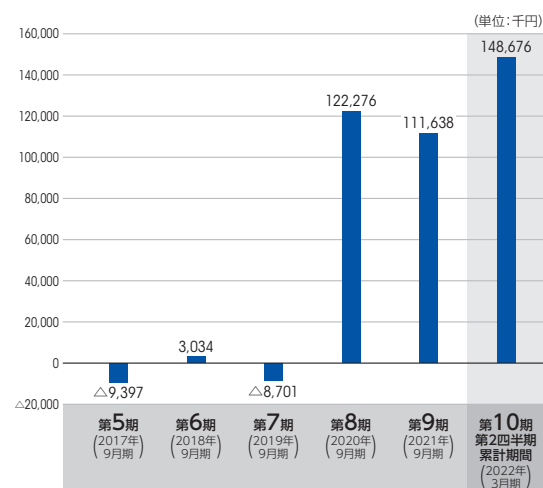
◎ 売上高・取扱高※



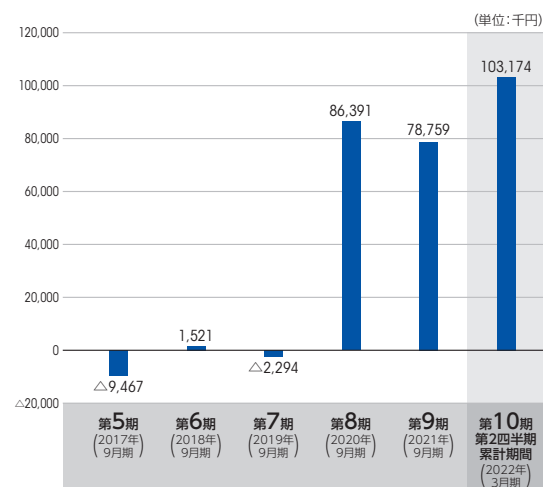
※収益認識会計基準等を適用しなかった場合の売上高(取扱高)を参考情報として記載しております。

※取扱高の数値に関しては、ひびき監査法人の監査を受けておりません。

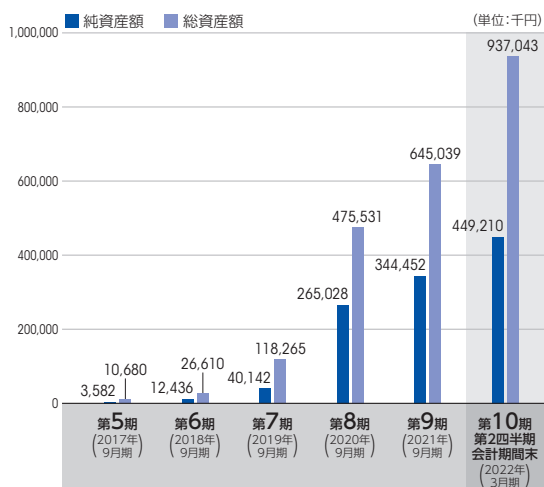
◎ 経常利益又は経常損失(△)



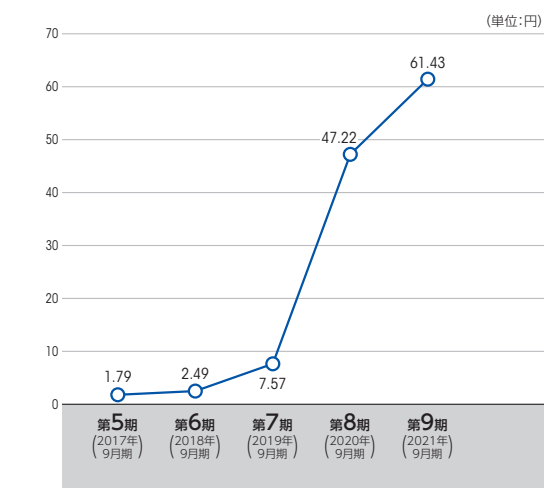
◎ 当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



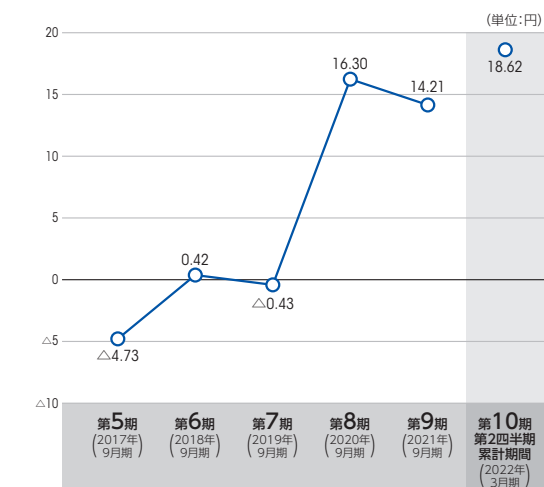
◎ 純資産額／総資産額



◎ 1株当たり純資産額



◎ 1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)



(注) 当社は2020年6月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っておりますが、上記では第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	10
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	11
募集又は売出しに関する特別記載事項	12
第二部 企業情報	13
第1 企業の概況	13
1. 主要な経営指標等の推移	13
2. 沿革	15
3. 事業の内容	16
4. 関係会社の状況	19
5. 従業員の状況	19
第2 事業の状況	20
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	20
2. 事業等のリスク	23
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	32
4. 経営上の重要な契約等	37
5. 研究開発活動	37
第3 設備の状況	38
1. 設備投資等の概要	38
2. 主要な設備の状況	38
3. 設備の新設、除却等の計画	38
第4 提出会社の状況	39
1. 株式等の状況	39
2. 自己株式の取得等の状況	68
3. 配当政策	68
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	69

第5	経理の状況	79
1.	財務諸表等	80
(1)	財務諸表	80
(2)	主な資産及び負債の内容	123
(3)	その他	124
第6	提出会社の株式事務の概要	125
第7	提出会社の参考情報	126
1.	提出会社の親会社等の情報	126
2.	その他の参考情報	126
第四部	株式公開情報	127
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	127
第2	第三者割当等の概況	130
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	130
2.	取得者の概況	134
3.	取得者の株式等の移動状況	136
第3	株主の状況	137
	〔監査報告書〕	139

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 5 月27日
【会社名】	株式会社A V i C
【英訳名】	AViC Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 市原 創吾
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル4階
【電話番号】	03（6272）6174（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 笹野 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル4階
【電話番号】	03（6272）6174（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 笹野 誠
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 123,675,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 948,078,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 164,027,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	150,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．2022年5月27日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、2022年6月10日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【募集の方法】

2022年6月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2022年6月10日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	150,000	123,675,000	66,930,000
計（総発行株式）	150,000	123,675,000	66,930,000

- （注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2022年5月27日開催の取締役会決議に基づき、2022年6月21日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（970円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は145,500,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2022年6月22日(水) 至 2022年6月27日(月)	未定 (注) 4.	2022年6月29日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2022年6月10日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2022年6月21日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2022年6月10日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2022年6月21日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2022年5月27日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2022年6月21日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2022年6月30日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2022年6月14日から2022年6月20日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 芝支店	東京都港区芝五丁目34番7号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2022年6月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6		
あかつき証券株式会社	東京都中央区日本橋小舟町8番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
静銀ティーエム証券株式会社	静岡県静岡市葵区追手町1番13号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号		
計	—	150,000	—

(注) 1. 2022年6月10日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2022年6月21日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
133,860,000	5,000,000	128,860,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（970円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額128,860千円については、運転資金（人件費及び開発費）に充当する予定であり、具体的な内容は以下に記載の通りであります。

- ① 事業規模拡大のための人員及び管理体制強化のための人員の採用教育費並びにこれら新規人員の採用に伴い増加する給与として71,860千円（2022年9月期に5,000千円、2023年9月期に32,000千円、2024年9月期に34,860千円）を充当する予定です。
- ② 作業時間短縮及び自動化による効率化のためのマーケティングDXツール投資のため、開発費として57,000千円（2022年9月期に17,000千円、2023年9月期に20,000千円、2024年9月期に20,000千円）を充当する予定です。

なお、上記調達資金については、具体的な充当期間までは、現預金等の安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2022年6月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	977,400	948,078,000	東京都港区赤坂八丁目11番37号 市原創吾・ミダス投資事業有限責任組合 333,000株 東京都港区赤坂八丁目11番37号 岩田匡平・ミダス投資事業有限責任組合 277,000株 東京都港区赤坂八丁目11番37号 吉村英毅・ミダスA投資事業有限責任組合 222,000株 静岡県静岡市清水区草薙北2番1号 静岡キャピタル8号投資事業有限責任組合 53,000株 東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合 46,200株 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 MICイノベーション5号投資事業有限責任組合 46,200株
計(総売出株式)	—	977,400	948,078,000	—

- （注）1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（970円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1） 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売価格 (円)	引受額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2022年 6月22日(水) 至 2022年 6月27日(月)	100	未定 (注) 2.	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本店並びに全国 各支店及び営業 所	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 東京都港区赤坂一丁目12番32号 マネックス証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6番21号 楽天証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 いちよし証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 岡三証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目4番地 松井証券株式会社 東京都千代田区麹町三丁目3番6 丸三証券株式会社 東京都中央区日本橋小舟町8番1号 あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 極東証券株式会社	未定 (注) 3.

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
						静岡県静岡市葵区追手町 1 番13号 静銀ティーエム証券株式会 社 東京都中央区八丁堀四丁目 7 番 1 号 東洋証券株式会社 東京都中央区日本橋二丁目 3 番10号 水戸証券株式会社	

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2022年6月21日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	169,100	164,027,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 169,100株
計(総売出株式)	—	169,100	164,027,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエオープンとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（970円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2022年 6月22日(水) 至 2022年 6月27日(月)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株 式会社及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店並 びに全国各支 店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である市原創吾・ミダス投資事業有限責任組合（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、169,100株を上限として貸株人より追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2022年7月27日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、2022年6月30日から2022年7月27日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である市原創吾・ミダス投資事業有限責任組合、売出人である岩田匡平・ミダス投資事業有限責任組合及び吉村英毅・ミダスA投資事業有限責任組合並びに当社株主である笹野誠、瓜生翔、高野英樹、UUUM株式会社及び幸田涼佑は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2022年12月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人であるみずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合及びMICイノベーション5号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の2022年9月27日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2022年12月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月
売上高 (千円)	11,195	38,049	236,302	696,577	1,329,789
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△9,397	3,034	△8,701	122,276	111,638
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△9,467	1,521	△2,294	86,391	78,759
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	16,000	31,000	98,564	98,564
発行済株式総数 (株)	200	500	530	5,541,300	5,541,300
純資産額 (千円)	3,582	12,436	40,142	265,028	344,452
総資産額 (千円)	10,680	26,610	118,265	475,531	645,039
1株当たり純資産額 (円)	17,912.14	24,873.99	75,741.29	47.22	61.43
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失 (△) (円)	△47,339.14	4,243.23	△4,334.56	16.30	14.21
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	33.5	46.7	33.9	55.0	52.8
自己資本利益率 (%)	—	19.0	—	57.2	26.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	171,460	15,238
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△27,884	△25,653
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	146,065	9,375
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	329,554	328,514
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	— (—)	5 (1)	10 (3)	21 (3)	31 (4)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (会計方針の変更)」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を、第10期の期首から適用している影響で、当社の役割が代理人に該当する取引について総額表示から純額表示に変更を行った結果、第9期から第10期にかけて売上高が大きく減少しております。各期の売上高に係る比較可能性を担保するための参考情報として、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 ⑦売上高に係る参考情報」をご参照ください。なお、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益には影響ありません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

5. 1株当たり配当額及び配当性向につきましては、配当を実施していないため記載しておりません。

6. 第5期及び第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また

潜在株式が存在しないため記載しておりません。第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第8期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

7. 第5期及び第7期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
8. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
9. 第5期、第6期及び第7期はキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目を記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイトを含む）は、年間平均人員を（ ）内にて外数で記載しております。
11. 第8期及び第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、ひびき監査法人の監査を受けております。
なお、第5期、第6期及び第7期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくひびき監査法人の監査を受けておりません。
12. 当社は、2020年5月22日開催の臨時株主総会決議により、2020年6月1日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
13. 当社は、2020年6月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第5期、第6期及び第7期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、ひびき監査法人の監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月
1株当たり純資産額 (円)	1.79	2.49	7.57	47.22	61.43
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△4.73	0.42	△0.43	16.30	14.21
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

2013年 7 月	岩田匡平（現株式会社Buy Sell Technologies 代表取締役社長兼CEO）の配偶者が風外堂株式会社（現当社）を設立。
2014年 4 月	岩田匡平が、風外堂株式会社の全株式を取得し、マーケティングコンサルティング業を事業内容としたOWL株式会社（現当社）に社名を変更。
2015年 6 月	本店を東京都千代田区九段北に移転。
2018年 3 月	市原創吾（現代表取締役社長）を割当先に第三者割当増資を行い、社名を現社名、事業内容をデジタルマーケティングサービスの提供に変更。併せて、岩田匡平が退任し、市原創吾が代表取締役社長に就任。（注） 1 .
2018年 9 月	SEO（注） 2 . コンサルティングサービスを開始。
2019年 1 月	本店を東京都目黒区目黒に移転。
2020年 1 月	本店を東京都目黒区中目黒に移転。
2021年 3 月	本店を東京都港区赤坂に移転。
2021年12月	監査等委員会設置会社に移行。
2022年 3 月	U U U M株式会社と資本業務提携契約を締結。

（注） 1 . 当社の前身は風外堂株式会社及びOWL株式会社であります。現当社代表取締役社長である市原に対して第三者割当増資を行ったことに伴い、現当社の主要な事業であるデジタルマーケティング事業を開始することにより、実質的に当社の創業に至っております。

2 . SEOとは検索エンジン最適化（Search Engine Optimization）の略称で、検索エンジンに対して、Webサイトを正しく認識して貰えるように、企業のWebサイトを最適化することを指します。

3【事業の内容】

当社は、広告予算が中・小規模のクライアントに対しても高品質のデジタルマーケティングサービスを提供することを目的に、「マーケティングで人・企業・社会をより良くする」をミッションに掲げ、メディア運営会社から広告枠を仕入れ、広告効果を計測した上で、クライアントに対し広告運用代行を行う等のインターネット広告サービスを行っております。加えて、対象となるWebサイトの内部構造の最適化、掲載するコンテンツの作成等、SEO対策の効果を計測した上で、総合的なソリューションの提供・適切なクライアントの情報発信を行うSEOコンサルティングサービス（注）1.を提供しております。両サービス提供においては、提供サービスの付加価値を維持した上で生産性を高めることを目的に、作業時間短縮及び自動化による効率化のための、自社開発のマーケティングDXツール（注）2.を積極的に活用しております。

なお、当社の事業は、デジタルマーケティング事業の単一セグメントであるため、以下サービスごとに説明を記載しております。

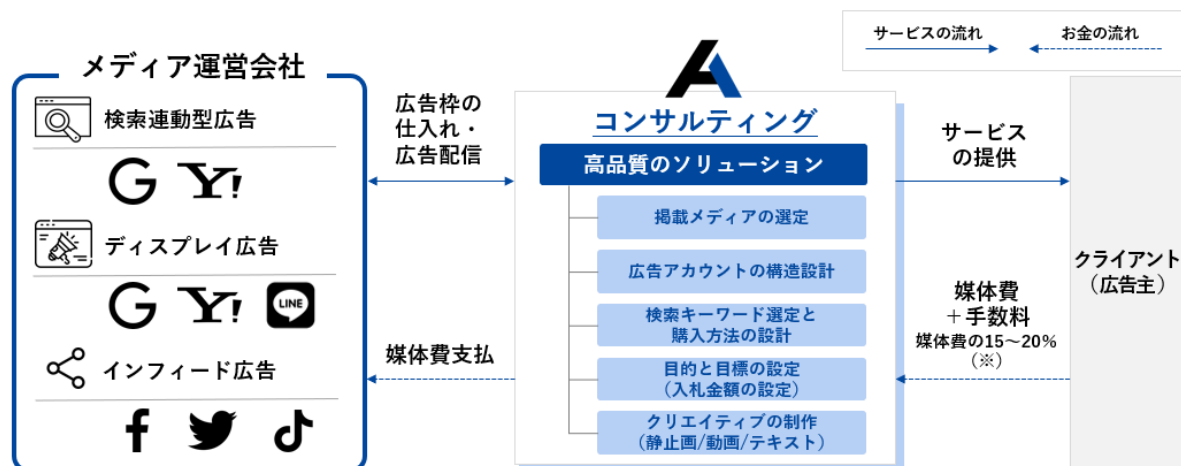
- （注）1. SEOコンサルティングとは、クライアントのWebサイトの検索順位を、適切な施策により上昇させることで見込みユーザー増加に貢献する事業で、広告費用の抑制が可能であり、かつストック性の高いマーケティング施策である点が特徴です。
2. DXとは、デジタルトランスフォーメーションの略であり、ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという仮説であります。

インターネット広告サービス、SEOコンサルティングサービスそれぞれの特徴は以下のとおりです。

（1）インターネット広告サービス

株式会社電通「2021年 日本の広告費」によると、インターネット広告市場の市場規模は、2021年において2兆7,052億円となっており、その中でも、運用型広告（注）3.は、インターネット広告市場の68.0%のシェアを占めるといわれております。

当社がインターネット広告サービスとして提供しているものとしては、主に検索連動型広告、ディスプレイ広告（注）4.、インフィード広告（注）5.等の運用型広告になります。当社は、メディア運営会社から広告枠を仕入れ、クライアントにコンサルティングを行った上で広告枠を販売し、その対価として媒体費とコンサルティング手数料を収受し、メディア運営会社に媒体費を支払っております。当社がコンサルティングのみを行い、クライアント自身で広告枠を仕入れるケースもあり、その際はコンサルティング手数料のみを収受します。また、クリエイティブ制作を受注し、納品するケースもあります。



※ 手数料は、インターネット広告業界における一般的な水準を記載しております。

運用型広告は、広告運用者が広告を配信するための設定を行い、ほぼリアルタイムに広告配信結果を確認したうえで当該確認結果を踏まえた設定の改善ができるため、運用者によって広告効果（サービス品質）に大きな違いが出ることが特徴です。メディア運営会社は、広告主、ユーザー、メディア運営会社のニーズ・収益性を最大化するためのアルゴリズム（注）6.を追求し、機械学習等のテクノロジーを進化させることでアルゴリズムの精度を高めております。また、そのアルゴリズムはメディア運営会社ごとに固有性があります。主要なメディア運営会社であるGoogleの検索連動型広告を例にとると、検索連動型広告はユーザーの検索するキーワードからユーザーのモチベーションを推測しやすいため、Googleのアルゴリズムではユーザーの過去の行動より、検索行為そのもの（検索語句や検索をした場所等）に対して最適化が働きます。同アルゴリズムにおいて重要なのは、「いかに検索された語句に対して意図した広告を反応させられるか」という点です。

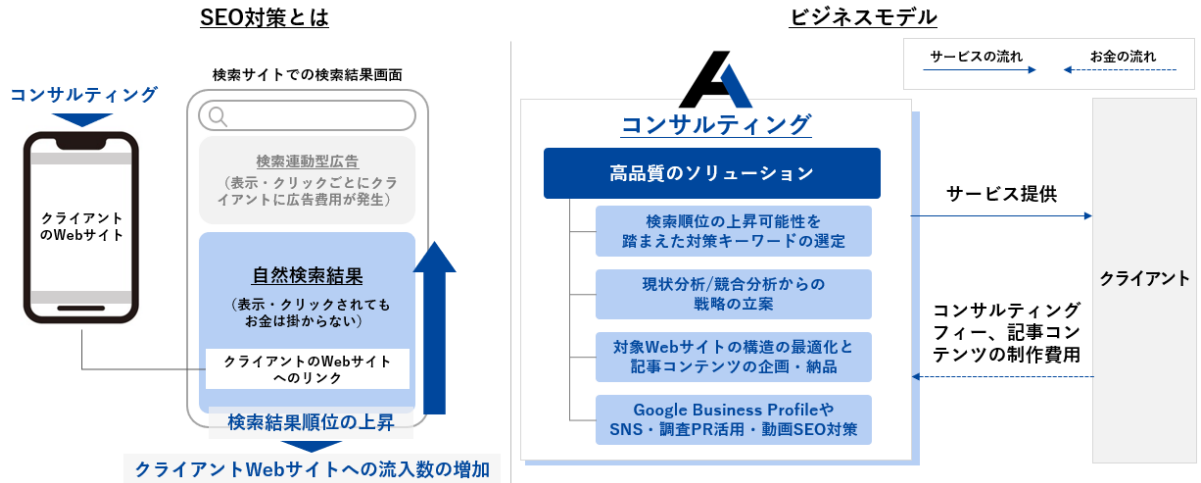
当社は、3C分析（注）7.、ターゲットとなるユーザーのペルソナ像（注）8.の作成及びそのユーザーにど

の媒体で接触すべきかのメディアのプランニング、ユーザーのインサイト（潜在意識・本音）を深掘った上で、どういう訴求や表現の広告で運用を行えばスムーズにクライアントのサービスを利用するに至らせることができるのかのプランニングを行います。さらに、当社は、プランニングしたものを実現するために、各メディアのアルゴリズムの特徴を理解・把握した上で、各種運用施策の設計（広告アカウントの構造、検索キーワード選定と購入方法、ターゲティングや配信方法の設定、目的と目標の設定（入札金額）、予算配分と予算設定及び、クリエイティブ制作（静止画/動画/テキスト））を行っております。Googleの検索連動型広告を例にとると、「獲得につながる可能性のあるクエリ（注）9. に、漏れなくリーチ（注）10. ができるキーワードの網羅」、「登録しているそれぞれのキーワードに対し、キーワード種別毎に適切なマッチタイプ（注）11. の設定」、「キーワードが余計なカニバリゼーション（注）12. を起こさないための適切なグルーピングと構造設計」、「効率的に獲得につながるキーワードに対して、予算による機会損失が起こらない予算設定」及び、「広告文に検索された語句を挿入する等、重要なキーワードに対してのユニークな広告文の設定」等の施策を行っております。また、「あるべき状態」の定義（指標化・数値化）をした上で、当該数値をリアルタイムにモニタリングし、入札額やクリエイティブ、ターゲット等を変更・改善しながら広告配信を行っております。なお、モニタリングと、広告配信を実施した際の広告効果のシミュレーションには、マーケティングDXツールを用いております。

- （注）3. 運用型広告とは、インターネットのユーザーに対し、リアルタイムに入札額やクリエイティブ、ターゲット等を変更・改善しながら配信する広告を指します。運用型広告の市場規模は、株式会社電通「2021年 日本の広告費」をもとに当社で算出しております。
4. ディスプレイ広告とは、Webサイトの広告枠に表示される画像広告、動画広告、テキスト広告のことです。
5. インフィード広告とは、Webサイトやアプリのコンテンツとコンテンツの間に表示される体裁の広告のことです。
6. アルゴリズムとは、ある特定の問題を解く手順を、単純な計算や操作の組み合わせとして明確に定義したもので、デジタルマーケティングの分野ではコンピュータにプログラムの形で与えて実行させることができるよう定式化された、処理手順の集合のことを指します。
7. 3C分析とは、マーケティングにおける分析のフレームワークを指します。3Cとは、「Customer（市場・顧客）、Competitor（競合）、Company（自社）」の3つの頭文字を取ったものです。
8. ペルソナ像とは、サービス・商品の典型的なユーザー像を指します。
9. クエリとは、Google等の検索エンジンでユーザーが検索する際に使用した語句を指します。
10. リーチとは、ユーザーが広告を見た数を指します。
11. マッチタイプとは、ユーザーが検索している語句と広告を一致させるために使用される単語やフレーズである「キーワード」が、ユーザーの検索語句と一致すれば広告がオークションの候補に入りますが、その際にどの程度厳密な一致を求めるか指定することを指します。検索語句のマッチタイプは大きく「完全一致」、「フレーズ一致」、「部分一致」の3種類存在します。「完全一致」は検索語句と広告表示に使われたキーワードが同じ意味を持つ場合を指します。「フレーズ一致」は検索語句が広告表示に使われたキーワードの意味を含んでおり、かつ完全一致ではない場合を指します。「部分一致」は検索語句が広告表示に使われたキーワードに関連しており、かつ「完全一致」「フレーズ一致」ではない場合を指します。たとえば、多様な検索内容に対して広告を表示したい場合は部分一致を、特定の検索内容だけを対象にしたい場合は完全一致を使用します。
12. カニバリゼーションとは、同一広告主が同一のクエリに対して重複して入札してしまうことで、無駄な費用が発生することを指します。

(2) SEOコンサルティングサービス

当社は、検索結果画面における、検索順位の上昇可能性を踏まえた対策キーワードの選定・現状分析/競合分析からの戦略の立案・対象Webサイトの構造の最適化、施策実行によって得られる成果のシミュレーションの提示・Webサイト内記事ページの企画と制作を行い、その対価として主にコンサルティング手数料及び記事コンテンツ制作料等を収受しております。



SEOは依然重要ではあるとされていますが、Google等の検索エンジンのアルゴリズムのアップデートの都度SEO対策が必要であり、かつ、「どこでどう戦うか」という戦略設計が重要であるものの、その難易度が高く、多くの工数も必要であるため、当社のようなサービス提供事業者の差別化が生じやすい市場環境にあります。

当社のSEOコンサルティングサービスは、マーケティングDXツールを用いることで従来よりも高効率で、データの収集・分析・施策の立案・シミュレーションの算出までを行うことができ、以下のメソッドに基づいてソリューションを、提供しております。

① 対策キーワード選定の分母となるキーワードの網羅的な洗い出し

Googleサジェストワード（注）13.、Googleキーワードプランナー（注）14. 経由で取得するキーワード、競合他社のWebサイト流入キーワード等を活用し、マーケティングDXツールを用いてキーワードの洗い出しと組み合わせを生成することで、対策キーワード選定の分母となるキーワードを網羅します。

② 競合Webサイトの対比に基づく検索順位上昇のための要素の特定と実現性の定量判定

SEOコンサルティングサービスで対策可能な業種・事業領域であるのか、マーケット環境や競合企業の集客構造を透明化するための「領域診断」（例えば、医療の領域のキーワードである場合、クライアントはその領域の事業従事者もしくは専門機関である必要がある）、Webサイトのドメインパワー（注）15. を簡易的に測る「サイト診断」（キーワードにおけるドメインパワーの現時点での順位）、具体的なキーワードにおける各順位を調査する「キーワード診断」という流れで判定を行います。

当社は、対象キーワードの検索結果で上位に表示されるWebサイトにおいて、検索順位結果と強い相関のある要素と、競合Webサイトとの差分を、マーケティングDXツールを用いて定量的に調査します。

③ 定量的な根拠に基づいたポテンシャル（注）16. 算出・キーワード戦略設計・施策設計・シミュレーション

まず、マーケティングDXツールを用いて、キーワードの検索ボリューム・前述した競合Webサイトとの差分状況から、蓋然性の高い精緻なポテンシャルの見極めを行います。その後、重要度の定量化・検索順位の上昇可能性の見極めを踏まえ、優先順位を付けた対策キーワード選定を行います。次に、対策の実現性や必要工数の掛け合わせを踏まえ、施策設計・シミュレーションに落とし込みます。具体的には、対象Webサイトの構造の最適化（基礎～応用まで約200項目の網羅的な打ち手リストの保有）、検索順位上昇のための目標に至るまでの高精度なシミュレーションの提示、検索順位上昇のための記事コンテンツの企画・納品、Googleビジネスプロフィール（注）17. やSNS・調査PR活用・動画SEO対策を実施しています。

（注）13. Googleサジェストワードとは、ユーザーが検索エンジンの検索窓にキーワードを入力した時に一緒に表示される検索候補となるキーワードを指します。

14. Googleキーワードプランナーとは、Googleの提供する公式の無料ツールで、広告を掲載するための入札単価やキーワードの月間検索数（検索ボリューム）などが調べられます。

15. ドメインパワーとは、対象Webサイトの被リンク数と、どのWebサイトからの被リンクかによって計られる指標を指します。

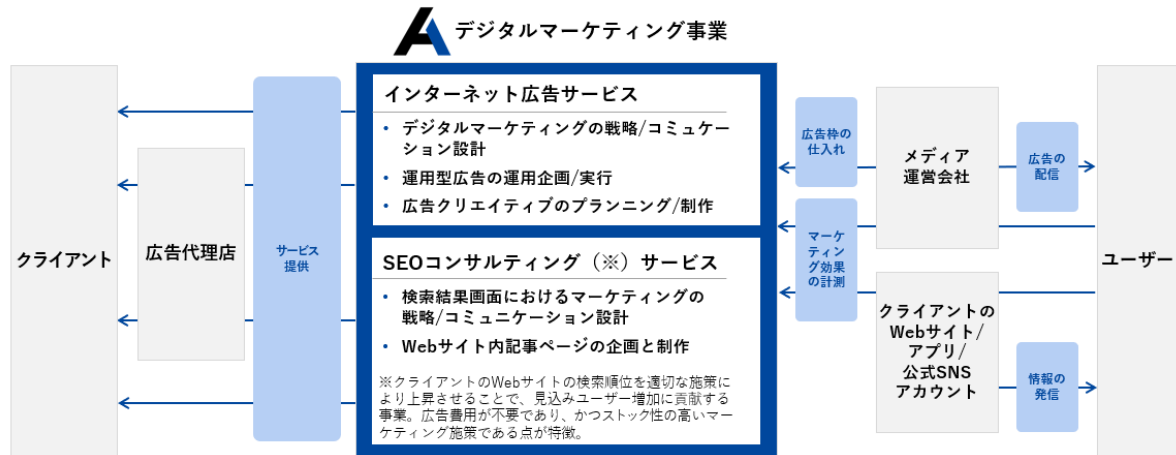
16. 具体的には、①Google検索結果のリアルタイムデータを用いた、各キーワードの順位に影響を与える主要ファクターと順位の相関の調査、②各キーワードの順位に強い影響を及ぼす主要ファクター（インポートランス）の特定、③インポートランス要素において、他のWebサイト対比で上位に表示されるかの「勝率」をキーワード別に導き、「勝てる相手」・「狙える順位」の見極め、④見極めた順位水準に到達した場合のSEO経由の集客及びクライアントの売上に与えるインパクトの精緻な算出
17. Googleビジネスプロフィールとは、マップや検索などのGoogleサービスでローカルビジネスをどのように表示するかを管理する機能を指します。

以上のように、デジタルマーケティングの需要は増しておりますが、高品質なサービスを提供することは容易でなく、その中において、当社は、PDCA（注）18. に基づいた高品質なサービス（P：クライアント個別のプランニング、D：最新のアルゴリズムを把握することによる計画の実現、C：リアルタイムのモニタリングと週・月単位での的確なレビュー、A：高精度の仮説による本質的な改善施策の実施）を広く提供することで、多くの企業のデジタルマーケティングを成功に導く存在となることを展望しております。

（注）18. PDCAとは、「Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）」の頭文字を取ったものです。PDCAのサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善が可能となります。

〔事業系統図〕

事業の系統図は、次のとおりです。



（注）19. 当社は、クライアントに対して直接ソリューションを提供するケース（直接取引）と、広告代理店経由でソリューションを提供するケースの2種類のケースがあります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

（1）提出会社の状況

2022年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
47 (5)	30.1	1.58	6,280

- （注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイトを含む）は（ ）内にて外数で記載しております。
2. 平均年間給与は基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はデジタルマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 従業員数が最近1年間に於いて16名増加しておりますが、これは業容拡大に伴う人員増加によるものです。

（2）労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「マーケティングで人・企業・社会をより良くする」というミッションのもと、「究極の生産性を実現するデジタルマーケティング業界No. 1のDXカンパニー」を目指しております。また、マーケティングにおける企業の「デジタル・デバインド（格差）」を無くしたいと考えております。良質なデジタルマーケティングサービスを受けられていない、潤沢な広告予算を有さない企業に対して、当社が有するデジタルマーケティング技術を駆使して、質の高いサービスを提供することで、クライアントのマーケティング成果を向上させることに努めてまいります。

究極の生産性を実現するには、クライアントへの提供サービスの質を維持しながら、業務効率化を並行して推進する必要があります。それを実現するためのマーケティングDXツールへの開発投資を継続的に実施していく方針です。マーケティングDXツールを活用することで、高品質のサービスを、属人化させず組織的、かつ効率的に提供することが可能になります。

(2) 経営環境

当社事業が属するデジタルマーケティング市場は、インターネット利用者の増加やスマートフォンの普及に伴い、急速に拡大してまいりました。日本のインターネット広告費は、2018年に2兆円を超え、以降も堅調に拡大しております。2021年は、新型コロナウイルスの影響を受けながらも、外出・移動の自粛によるリモートワーク、EC、フードデリバリー、キャッシュレス決済などDXの加速や、動画広告の需要の高まりを受け、わが国の広告支出においては、インターネットメディアがマスコミ四媒体（新聞、雑誌、ラジオ、テレビ）合計を抜き、インターネット広告費は2兆7,052億円と前年比21.4%の成長となりました（注）1。広告のデジタル化の流れは今後も継続するものと判断しております。

このような市場環境においては、需要が拡大する中で、広告代理店各社が新規クライアントを獲得する機会が多い状況であり、当社が提供するインターネット広告サービスやSEOコンサルティングサービスの需要や必要性は益々高まっていくものと考えております。

日本のデジタルマーケティング市場においては、大規模広告代理店がマーケティング予算が大きい顧客（単月5,000万円以上）に注力し、さらにコンサルティング・ファームの参入も著しくなっており、今後もこの状況が続くと推察しております。なお、単月マーケティング予算5,000万円以上という基準は、当社が定義したものであります。単月5,000万円以下の中小規模の顧客に対しては、当社を含む多くの中小規模広告代理店が対峙しており、当社が提供するデジタルマーケティングサービスの需要が益々高まっていくと考えております。

当社の強みは、代表取締役社長の市原をはじめ、幹部社員が豊富な経験量・実績を基にメディア運営会社のアルゴリズムの理解を深めており、さらにこれらのノウハウを人材育成やマーケティングDXツールを通して短期間での組織知化を可能としていることであるとと考えております。

（注）1. 出所：株式会社電通「2021年 日本の広告費」

(3) 経営戦略

当社の主要な経営戦略は以下のとおりであります。

① クライアント基盤の拡大

質の高いデジタルマーケティングサービスを提供することで、直接取引クライアントとの取引拡大、大手総合型広告代理店との協業の拡大に取り組んでまいります。特に、直接取引クライアントについては、単月マーケティング予算5,000万円以下の中小規模の顧客領域でのシェアを高めていきたいと考えております。

広告効果の向上のためには、動画広告クリエイティブの品質向上・差別化が非常に重要となっており、広告効果の向上はクライアント単価の向上に直接的に繋がります。その取組みの1つとして、UUUM株式会社と資本業務提携契約を締結し、同社の有するクリエイティブ供給体制と当社の広告運用ノウハウとを掛け合わせることで、更なる運用型広告領域における広告効果の向上・他社との差別化を目指してまいります。同社は、東京証券取引所グロース市場に上場する日本最大級のYouTuberマネジメント事務所になります。

また、クライアントへの提供サービスの質を維持しながら、業務効率化を並行して推進するために、DX化の余地が大きく生産性向上の効果が大きい事業領域から優先的に、マーケティングDXツールの開発に取り組んでまいります。これまでも継続的に開発済のツールにビッグデータ分析機能の付加、AI分析機能の付加等を行っておりますが、今後もより質の高いサービスを提供すべく、機能向上に注力してまいります。

② 人材の採用・育成

クライアントへの提供サービスの質を維持することを大前提に、「採用→育成」をサステナブルに機能させ、優秀な人材の確保に取り組んでまいります。人材の即戦力化のための研修制度の一層の充実や、イネーブルメント・プロジェクト（注）２．等、人材育成施策に積極的に取り組んでまいります。

（注）２．当社独自の呼称で、当社の費用の過半以上を占める人件費を「有効化（イネーブルメント）」するための取り組みのことで、従業員の能力を項目化・言語化し、各従業員を項目ごとに採点した上で、ギャップが大きい項目に対して重点的に育成施策を打つことで計画的かつ早期育成化を実現する取り組みを行っております。

（４）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

社員１人当たりの生産性（注）３．及び社員数を経営指標として重視しております。当社のマーケティングDXツールの活用とイネーブルメント・プロジェクトに基づく育成により、未経験社員がスピーディに戦力化し、会社としての生産性が継続的に維持・向上します。その結果として、取扱高・各段階利益の成長が実現され、持続的な企業価値の向上に繋がるものと考え、上記の指標を重視しております。

（注）３．各期の取扱高を各期末の人員数で除して算出します。取扱高は、売上高にインターネット広告サービスにおける媒体費を加えた値になり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）を適用する前の会計基準における売上高を示しております。

（５）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社の優先的に対処すべきと考える事業上の課題は以下のとおりであります。当社は、急速な成長段階にあり、クライアント基盤を拡大させながら、現在のサービス品質の維持・持続的な向上をさせることが、重要な課題であると認識しております。そのため、マーケティングDXツールの開発促進や、人材の採用と育成に取り組んでまいります。また、業務運用の効率化やリスク管理のための内部管理体制のさらなる強化が重要な課題であると認識しております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。なお、財務上の課題については、内部留保が十分確保されており、借入等による機動的な資金調達も可能であることから、特段の該当事項はありません。

① サービス品質の維持・持続的な向上

デジタルマーケティングサービスの維持・持続的な品質向上を図っていくことが重要であると考えております。そのためには、継続的なマーケティングDXツールの開発、人材の採用・育成が必要であると考えております。

② クライアント基盤の拡大

既存クライアントとの継続的な関係構築、新規クライアントの開拓推進が重要であると考えております。継続的なマーケティングDXツールの開発、人材の採用・育成をすることによるサービス品質の持続的な向上により、達成されるものと考えております。

③ マーケティングDXツールの開発促進

デジタルマーケティングサービスの質を維持・向上しながら、業務効率化を並行して推進するために、マーケティングDXツールの開発が重要であると考えております。具体的には、ビッグデータ分析機能の付加、AI分析機能の付加等の各種機能向上が必要であると考えております。

④ 人材の採用と育成

新卒採用を中心とした積極的な人材採用と、人材育成の推進が重要であると考えております。現在、実施している、未経験社員を早期戦力化するための社内研修制度の充実（具体的には座学、OJT、内定承諾者アルバイト制度）、短期的な成果でなく、安定的に質の高いサービスを提供できるかどうかを評価基準とした人事評価を行う現行の人事評価制度の継続・ブラッシュアップを行ってまいります。

⑤ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社が持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化・効率化が重要であると考えております。それらの実効性を高めるための環境を整備し、組織的な統制・管理活動を通じてリスク管理を徹底するとともに、業務の標準化と効率化を目指しております。また、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に従い、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーからの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命とし、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。その取組みの1つとして2021年12月には監査等委員会設置会社へ移行しました。また、取締役の過半数が社外取締役で構成されており、取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を通じた透明性の高い経営を実現しております。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

また、当社におけるリスクの把握及び管理の体制は、後述の「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおりであります。

- (1) インターネット広告を巡る事業環境について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：大）

2021年の日本国内の広告費は、全体としては新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたものの、インターネット広告市場に関しては、その需要が堅調に推移しており、株式会社電通の『2021年日本の広告費』によると、市場規模は約2兆7,052億円となっております。

このように、インターネット広告市場は拡大傾向にありますが、景気変動や広告主の広告戦略等の影響を受けるため、景況感が悪化した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、顧客の分散を積極的に進めることで、当該リスクに対応してまいります。

- (2) 技術革新への対応について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：中）

当社が扱うインターネット広告業界は、急速に技術革新が進んでいる分野であり、技術革新に伴って、広告主のニーズも常に変化し、多様化する傾向にあります。当社は、このような事業環境にあることを踏まえて、最新の技術・動向を常に取り入れながら、新しい技術の開発や研修を行い、技術力の向上を目指しています。

しかしながら、何らかの事情により当社の対応が遅れた場合等には、当社の競争力が低下し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

- (3) 競合他社との関係について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：中）

インターネット広告の業界には、既に多数の競合他社が存在しますが、他の広告市場に比べて拡大傾向にあることから、今後も新規参入企業が増加する可能性があります。今後、競合他社が革新的な技術を開発した場合や、新規参入によって競争が激化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす恐れがあります。

当社は、メディア運営会社のアルゴリズムの理解をベースとしたサービス品質の維持・持続的な向上を、マーケティングDXツールの更なる進化や科学的な社員育成を継続し組織レベルで図ることで、当該リスクに対応してまいります。

- (4) 特定人物への依存について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：中）

当社代表取締役社長である市原創吾をはじめとする幹部社員は、インターネット広告の業界に精通し、多くのノウハウを有しております。また、経営戦略及び事業戦略の決定等において、重要な役割を有しております。このため、他の社員への権限委譲や、ノウハウの組織知化を推進することで、出来る限り当社の事業に対する影響を軽減できるような体制を構築しておりますが、市原創吾をはじめとする幹部社員が何らかの理由により退任、退職等をした場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

- (5) 人材の確保・育成について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：大）

デジタルマーケティング事業は、サービス業であるため、メディア運営会社のアルゴリズムを正確に理解した適切な施策を実行する能力のある優秀な人材の確保・育成が当社事業の価値を産み出す源泉となります。当社は、優秀な人材の積極的な採用や育成に力を入れています。

しかしながら、優秀な人材の確保が困難になる又は社外流出するような場合には、競争力の低下や事業拡大に支障を来す可能性があり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

- (6) メディア運営会社との取引関係について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：中）

デジタルマーケティング事業に関しては、メディア運営会社からの広告枠の仕入れがサービスの基盤になるため、当社は、より多くのメディア運営会社と良好な取引関係を維持できるように努めております。

しかしながら、一部のメディア運営会社との取引関係に変化が生じた場合には、必要かつ十分な広告枠の調達に困難となり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、「販売管理規程」、「広告取扱ガイドライン」、「SEOコンテンツ取扱ガイドライン」を定め、広告出稿、クライアントへの納品等が行われる前に、適切な内容であるかの複層的なチェック体制を構築すること

で、当該リスクに対応してまいります。

- (7) 新規事業について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：新規事業展開時（頻度：低）、影響度：中）

当社は、事業規模拡大及び収益基盤拡充のため、現時点において具体的に構想しているものではありませんが、新規事業を積極的に展開する方針です。その場合、新しい人材の採用など追加投資が必要になる一方、安定した収益を生み出すには一定程度の期間を要することが想定されます。新規事業が当初の計画通りに進まない場合には、投資回収が出来なくなる可能性があり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、新規事業を展開する際には、事前に十分な市場調査や必要な投資と回収の見込みを精緻に実施することと、当該リスクに対応してまいります。

- (8) 通信ネットワークについて（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：大）

当社は、主にインターネット通信を利用してサービスを提供しておりますが、通信ネットワーク機器の故障、ソフトウェアの不具合、コンピュータウイルス、人為的なミスその他の事故等により、通信ネットワークに障害が発生する可能性があります。当社においては、強固なバックアップシステムを構築するとともに、障害の発生を未然に防ぐように努めておりますが、万が一通信ネットワークに障害が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、当該リスクに対応するために、メインルーターの冗長化、アクセスポイントの複数配置、MDM（注）1.（Mobile Device Management）の導入、EDR（注）2.（Endpoint Detection and Response）の導入等を行っております。また、障害発生時の未然の防止として、クラウドストレージやネットワーク機器のアクセス権管理、ログ取得（ルーター、AP、Dropbox、Googleについてシステムがデフォルトで実施）、死活監視（注）3.等運用面での管理を行っております。

（注）1. MDMとは、モバイルデバイスを、ツールを用いて適切に管理し、企業のセキュリティを維持・向上させるツールです。

2. EDRとは、デバイスの不正な挙動の検知及びマルウェアに感染した後の対応を迅速に行うことを目的としたツールです。

3. 死活監視とは、コンピュータやシステムが正常に稼働しているかどうかを、外部から継続的に監視する機能です。

- (9) 法令等による規制について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：大）

インターネット広告事業は、許認可業種ではなく、当社の事業を直接的に規制する法令や業界の自主規制はありませんが、広告の内容によっては、広告主において、「不当景品類及び不当表示防止法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等の規制を受ける可能性があります。当社においては、広告主が各種法令等による規制に抵触することを回避し、また、当社としてのレピュテーションリスクにつながることをないように、具体的な注意点を記したチェックリストを整備し、複層的なレビュー体制を構築しております。また、当社自身が、企業の事業活動に関わる各種法律に抵触しないように、当社では「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を制定し、当社の役職員が遵守すべき法的規制の周知徹底を図り、また、「内部通報規程」の制定等によって速やかに法令違反行為等の情報を収集する体制を構築しております。また、定期的に社内研修等を行い、当社の役職員が遵守すべき各種法律の周知徹底を図っております。

しかしながら、上記の対策を講じているにもかかわらず、万が一何らかの理由により関係法令等の規制が遵守できなかった場合や、現時点において想定するものではありませんが、今後インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット広告を含むインターネット関連事業を営む事業者を規制対象とする新たな法令等の規制や既存法令等の解釈変更がなされた場合には、当社の事業が新たな制約を受け、又は既存の規制が強化された場合には、当社の事業活動ならびに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。当社による法令違反又はレピュテーションが害されること等があった場合には、企業イメージの悪化等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

- (10) 第三者の知的財産権（特許、著作権等）侵害に関するリスク（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：大）

当社は、当社に関わる広告物等が他人の写真や文章を盗用することがないように、具体的な対応策として、「販売管理規程」、「広告取扱ガイドライン」、「SEOコンテンツ取扱ガイドライン」を定め、広告出稿、クライアントへの納品等が行われる前に、他社の知的財産を侵害しないための業務フローを定めております。

本書提出日現在、当社は第三者より知的財産権の侵害に関して第三者の知的財産権を侵害した事実や損害賠償及び使用差止の請求を受けた事実はありません。今後においても、侵害を回避すべく監視及び管理を行ってまい

りますが、当社の事業領域において当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに第三者の知的財産権が成立する可能性もあり、当該侵害のリスクを完全に排除することは極めて困難であります。万が一、当社が第三者の知的財産権等を侵害した場合には、損害賠償請求、差止請求や使用許諾料の支払請求等により、当社の事業活動ならびに財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

- (11) 自然災害等について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：大）

地震、台風等の自然災害などの事象が発生する場合には、当社の事業も大きな影響を受け、円滑な事業活動に支障を来す可能性があります。当社は、そのような事態に備えて、事業継続計画（BCP）を策定し、定期的に社内研修等を実施しています。

- (12) 小規模組織であることに関するリスク（顕在化の可能性：中、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：大）

当社の人員体制は、事業の急成長に伴い人材採用を積極的に進めた結果、2022年4月末現在、取締役5名、従業員47名（2021年9月末比+16名）となっております。当社は、事業の急成長や変化並びに人員の増加に合わせて、最適な組織構築を迅速かつ柔軟に行っております。継続的に業務執行体制及び内部管理体制の強化を進めておりますが、事業や組織の変化に対し、最適な組織構築がなされない場合においては、当社の業務推進に支障が生じ、今後の事業拡大に影響を及ぼす可能性があります。今後の組織の拡大に応じて、業務執行体制及び内部管理体制の一層の充実を図ってまいります。これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

- (13) 社歴・業歴が浅いことに関するリスク（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：十分な社歴を重ねるまで常時、影響度：中）

当社の実質的な創業は2018年3月であり、社歴・業歴の浅い会社であります。社歴の浅い会社であるため当社の過年度の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

- (14) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大による経済的影響について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：小）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国内の消費活動が低迷することが見込まれる場合には、費用対効果の観点から、広告主において宣伝広告費を縮小する可能性があります。ワクチンの開発・接種が進んだことにより、初期と比較すれば、深刻な経済的影響が発生する可能性はそれほど高くないと考えておりますが、万が一、感染拡大の影響により、事態が深刻化・長期化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす恐れがあります。

当社は、顧客の分散を積極的に進めることで、当該リスクに対応してまいります。

- (15) 調達資金の使途・効果等に関するリスク（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：中）

今回の新規株式公開において、当社が計画している公募増資による資金調達は、人材採用費及び増加人件費、マーケティングDXツールの開発費用に充当する予定であります。

しかしながら、急速に変化する外部環境その他の事由により、当初の予定以外の資金使途となる可能性があるほか、当初の予定に沿って資金を充当したとしても計画通りの効果が発生できない可能性があります。

当社は、外部環境の変化を具に察知するとともに、予め様々なシナリオに備えた投資計画・資金計画を作成することで、当該リスクに対応してまいります。

- (16) 配当を行っていないことについて（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：小）

当社は、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るため、内部留保の充実を優先し、現在のところ利益配当を行っておりません。しかし、一方で株主に対する利益還元についても経営の重要課題の1つと認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ、将来的には配当による利益還元を検討する所存であります。

- (17) ストックオプションに関するリスク（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：小）

当社は、取締役、従業員に対するインセンティブとして新株予約権を発行しております。この新株予約権が権利行使された場合には、他の既存株主の保有する株式の価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在の新株予約権による潜在株式数は、本書提出日現在で取締役、従業員に交付実績のない時価発行新株予約権信託243,000株を含め531,000株であり、発行済株式総数5,541,300株の9.58%に相当しております。

- (18) 当社株式の流動性に関するリスク（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：中）

当社の株主構成は市原創吾・ミダス投資事業有限責任組合、岩田匡平・ミダス投資事業有限責任組合及び吉村英毅・ミダスA投資事業有限責任組合の大株主、ベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合及び当社役職員であり、本公募増資及び売出しによって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率は新規上場時において27.99%にとどまる見込みです。今後は、当社大株主への一部売出しの要請、当社の事業計画に沿った成長資金の公募増資による調達、ストックオプションの行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があります、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

- (19) 当社の大株主である市原創吾・ミダス投資事業有限責任組合、岩田匡平・ミダス投資事業有限責任組合及び吉村英毅・ミダスA投資事業有限責任組合について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：小）

① 市原創吾・ミダス投資事業有限責任組合との関係について

当社の筆頭株主である市原創吾・ミダス投資事業有限責任組合（以下「市原創吾・ミダスLPS」といいます。）は、本書提出日現在において、当社発行済株式総数の48.3%を保有しております。

市原創吾・ミダスLPSは、株式会社ミダスキャピタル、株式会社市原ホールディングス（当社代表取締役社長である市原創吾の資産管理会社）及び株式会社吉村ホールディングス（株式会社ミダスキャピタルの代表取締役である吉村英毅の資産管理会社）の3者で構成されており、本書提出日現在において、株式会社市原ホールディングスは市原創吾・ミダスLPSの99.7%の投資口数を保有しております。

株式会社吉村ホールディングスは、適格機関投資家等特例業務の要件を満たすために市原創吾・ミダスLPSに出資しております。市原創吾・ミダスLPSの根拠法となっているLPSを含む集団投資スキーム持分の自己募集又は集団投資スキームの自己運用を行う場合、無限責任組合員において、原則として金融商品取引業（第二種金融商品 取引業者・投資運用業者）の登録が必要となりますが、適格機関投資家等特例業務に該当する場合は金融商品取引業の登録が不要となるため、実務的な利便性の観点からこのような形態をとっております。

なお、市原創吾・ミダスLPSの概要は以下のとおりであり、組合員の状況及び業務執行の状況から、議決権の保有主体は実態として株式会社市原ホールディングスとなっております。市原創吾・ミダスLPSは、株式会社市原ホールディングスが当社株式を現物出資する仕組みで組成されております。

a. 組合員（投資口数）

無限責任組合員：株式会社市原ホールディングス（580口）、株式会社ミダスキャピタル（1口）

有限責任組合員：株式会社吉村ホールディングス（1口）

b. 本組合の存続期間

2018年9月28日から2038年3月31日まで。ただし、無限責任組合員が全組合員の出資口数の2分の1以上の出資口数を有する組合員から書面による同意を得た場合には、かかる期間満了の翌日から5年間、延長される。

c. 本組合の業務執行

株式会社市原ホールディングス及び株式会社ミダスキャピタルは、無限責任組合員としての業務執行に当たり、それぞれ以下に掲げる業務を主たる担当者として主導して行うものとする。主たる担当として定められた業務については、その業務を主導して行うものとし、両者の一致をもって決定したものとみなしてかかる業務を自ら単独で執行することができる。

(a) 株式会社市原ホールディングスが主たる担当者である業務

- ・投資証券等の処分の決定に関する業務
- ・投資証券等の保有に伴う議決権の行使に関する業務

(b) 株式会社ミダスキャピタルが主たる担当者である業務

- ・株式会社市原ホールディングスが主たる担当者である業務以外の本組合の一切の業務

d. 報酬

分配可能額の累計が組合員の出資履行金額の総額を超えた場合で、かつ当社株式を売却した時点において、市原創吾・ミダスLPSより当該超過部分の10%を株式会社ミダスキャピタルが成功報酬として受領する。

e. 組合員の脱退

以下のいずれかの事由が生じた場合には組合員は脱退する。ただし、やむを得ない事由が生じた場合には、他の組合員全員の書面による同意を得ることによって、直ちに本組合を脱退することができる。なお、脱退時には、組合員に対する持分の払戻しがなされるものとする。

- ・ 解散
- ・ 破産手続、特別清算手続、更生手続及び再生手続開始
- ・ 除名
- ・ 反社会的勢力に該当することになったとき

② 岩田匡平・ミダス投資事業有限責任組合との関係について

当社の大株主である岩田匡平・ミダス投資事業有限責任組合（以下「岩田匡平・ミダスLPS」といいます。）は、本書提出日現在において、当社発行済株式総数の30.5%を保有しております。

岩田匡平・ミダスLPSは、株式会社ミダスカピタル、岩田匡平氏及び株式会社吉村ホールディングスの3者で構成されており、本書提出日現在において、岩田匡平氏は岩田匡平・ミダスLPSの99.5%の投資口数を保有しております。

株式会社吉村ホールディングスは、適格機関投資家等特例業務の要件を満たすために岩田匡平・ミダスLPSに出資しております。岩田匡平・ミダスLPSの根拠法となっているLPSを含む集団投資スキーム持分の自己募集又は集団投資スキームの自己運用を行う場合、無限責任組合員において、原則として金融商品取引業（第二種金融商品 取引業者・投資運用業者）の登録が必要となりますが、適格機関投資家等特例業務に該当する場合は金融商品取引業の登録が不要となるため、実務的な利便性の観点からこのような形態をとっております。

なお、岩田匡平・ミダスLPSの概要は以下のとおりであり、組合員の状況及び業務執行の状況から、議決権の保有主体は実態として岩田匡平氏となっております。岩田匡平・ミダスLPSは、岩田匡平氏が当社株式を現物出資する仕組みで組成されております。

a. 組合員（投資口数）

無限責任組合員：岩田匡平氏（372口）、株式会社ミダスカピタル（1口）

有限責任組合員：株式会社吉村ホールディングス（1口）

b. 本組合の存続期間

2018年9月28日から2038年3月31日まで。ただし、無限責任組合員が全組合員の出資口数の2分の1以上の出資口数を有する組合員から書面による同意を得た場合には、かかる期間満了の翌日から5年間、延長される。

c. 本組合の業務執行

岩田匡平氏及び株式会社ミダスカピタルは、無限責任組合員としての業務執行に当たり、それぞれ以下に掲げる業務を主たる担当者として主導して行うものとする。主たる担当として定められた業務については、その業務を主導して行うものとし、両者の一致をもって決定したものとみなしてかかる業務を自ら単独で執行することができる。

(a) 岩田匡平氏が主たる担当者である業務

- ・ 投資証券等の処分の決定に関する業務
- ・ 投資証券等の保有に伴う議決権の行使に関する業務

(b) 株式会社ミダスカピタルが主たる担当者である業務

- ・ 岩田匡平氏が主たる担当者である業務以外の本組合の一切の業務

d. 報酬

分配可能額の累計が組合員の出資履行金額の総額を超えた場合で、かつ当社株式を売却した時点において、岩田匡平・ミダスLPSより当該超過部分の10%を株式会社ミダスカピタルが成功報酬として受領する。

e. 組合員の脱退

以下のいずれかの事由が生じた場合には組合員は脱退する。ただし、やむを得ない事由が生じた場合には、他の組合員全員の書面による同意を得ることによって、直ちに本組合を脱退することができる。なお、脱退時には、組合員に対する持分の払戻しがなされるものとする。

- ・ 解散
- ・ 破産手続、特別清算手続、更生手続及び再生手続開始
- ・ 除名
- ・ 反社会的勢力に該当することになったとき

③ 吉村英毅・ミダスA投資事業有限責任組合との関係について

当社の大株主である吉村英毅・ミダスA投資事業有限責任組合（以下「吉村英毅・ミダスLPS」といいます。）は、本書提出日現在において、当社発行済株式総数の9.0%を保有しております。

吉村英毅・ミダスLPSは、株式会社ミダスキャピタル、吉村英毅氏及び株式会社吉村ホールディングスの3者で構成されており、本書提出日現在において、吉村英毅氏及び株式会社吉村ホールディングスは吉村英毅・ミダスLPSの99.97%の投資口数を保有しております。

株式会社吉村ホールディングスは、適格機関投資家等特例業務の要件を満たすために吉村英毅・ミダスLPSに出資しております。吉村英毅・ミダスLPSの根拠法となっているLPSを含む集団投資スキーム持分の自己募集又は集団投資スキームの自己運用を行う場合、無限責任組合員において、原則として金融商品取引業（第二種金融商品 取引業者・投資運用業者）の登録が必要となりますが、適格機関投資家等特例業務に該当する場合は金融商品取引業の登録が不要となるため、実務的な利便性の観点からこのような形態をとっております。

なお、吉村英毅・ミダスLPSの概要は以下のとおりであり、組合員の状況及び業務執行の状況から、議決権の保有主体は実態として吉村英毅氏となっております。

a. 組合員（投資口数）

無限責任組合員：吉村英毅氏（3,450口）、株式会社ミダスキャピタル（8口）

有限責任組合員：株式会社吉村ホールディングス（23,339口）

b. 本組合の存続期間

2017年9月14日から2037年8月31日まで。ただし、無限責任組合員が全組合員の出資口数の2分の1以上の出資口数を有する組合員から書面による同意を得た場合には、かかる期間満了の翌日から5年間、延長される。

c. 本組合の業務執行

吉村英毅氏及び株式会社ミダスキャピタルは、無限責任組合員としての業務執行に当たり、それぞれ以下に掲げる業務を主たる担当者として主導して行うものとする。主たる担当として定められた業務については、その業務を主導して行うものとし、両者の一致をもって決定したもののみなしてかかる業務を自ら単独で執行することができる。

(a) 吉村英毅氏が主たる担当者である業務

- ・投資証券等の処分の決定に関する業務
- ・投資証券等の保有に伴う議決権の行使に関する業務

(b) 株式会社ミダスキャピタルが主たる担当者である業務

- ・吉村英毅氏が主たる担当者である業務以外の本組合の一切の業務

d. 報酬

分配可能額の累計が組合員の出資履行金額の総額を超えた場合で、かつ当社株式を売却した時点において、吉村英毅・ミダスLPSより当該超過部分の10%を株式会社ミダスキャピタルが成功報酬として受領する。

e. 組合員の脱退

以下のいずれかの事由が生じた場合には組合員は脱退する。ただし、やむを得ない事由が生じた場合には、他の組合員全員の書面による同意を得ることによって、直ちに本組合を脱退することができる。なお、脱退時には、組合員に対する持分の払戻しがなされるものとする。

- ・解散
- ・破産手続、特別清算手続、更生手続及び再生手続開始
- ・除名
- ・反社会的勢力に該当することになったとき

④ 株式会社ミダスキャピタルとの関係

株式会社ミダスキャピタルは、吉村英毅氏が代表を務めるプライベートエクイティファンドの運営会社という形を取っておりますが、一般的なプライベートエクイティファンドとは異なり、吉村英毅氏が中心となって、今後成長を志向し、他の起業家との連携強化を求める国内外の起業家又は実業家を参画メンバーとして集め、原則として、外部からの資金拠出は受けず、当該参画メンバーのみが無限責任組合員又は有限責任組合員として同社が組成するファンドに出資する形態を基本としております（株式会社ミダスキャピタルの概要、経営理念、出資先等の詳細については同社のホームページ（<https://midascapital.jp>）をご覧ください）。

当社、市原創吾及び岩田匡平氏は、株式会社ミダスキャピタルが掲げるビジョンに賛同するとともに、市原創吾・ミダスLPSの議決権の保有主体は実態として株式会社市原ホールディングスであり、当該意思決定に当たっては株式会社市原ホールディングスの株式の100%を保有する市原創吾の意向が反映されること及び岩田匡平・ミダスLPSの議決権の保有主体は実態として岩田匡平氏であり、当該意思決定に当たっては岩田匡平氏の意向が反映されることで当社としても引き続き安定的な経営が可能となる点や、株式会社ミダスキャピタルのビジョン等に賛同して参画したメンバーとの間における、知見の共有や人材の紹介、参画メンバーが経営する企業間での取引関係の強化等によって、当社及び株式会社ミダスキャピタルに参画する企業群全体の企業価値向上を図ろうとする理念にも魅力を感じ、株式会社市原ホールディングス及び岩田匡平氏が保有していた株式をそれぞれ現物出資することによって市原創吾・ミダスLPS及び岩田匡平・ミダスLPSを組成するに至っております。

なお、本書提出日現在において、株式会社ミダスキャピタルから当社に対して派遣されている役員は存在せず、また、市原創吾・ミダスLPSの議決権の保有主体が実態として株式会社市原ホールディングスであり、岩田匡平・ミダスLPSの議決権の保有主体は岩田匡平氏であることから、当社の株主総会又は取締役会等における意思決定手続きにおいて、株式会社ミダスキャピタルから直接影響を受けている事実はありません。

このように、市原創吾・ミダスLPSは株式会社市原ホールディングス、岩田匡平・ミダスLPSは岩田匡平氏が主たる業務執行者になっております。なお、上記に記載したとおり、株式会社市原ホールディングス及び岩田匡平氏が投資証券等の保有に伴う議決権の行使に関する業務をそれぞれ主導的に行うこととなっているため、株式会社市原ホールディングスの意に反する市原創吾・ミダスLPSの意思決定がなされる可能性及び岩田匡平の意に反する岩田匡平・ミダスLPSの意思決定がなされる可能性は相当程度低いものと考えております。

しかしながら、市原創吾・ミダスLPS又は岩田匡平・ミダスLPSの業務執行に当たり、万が一、株式会社ミダスキャピタルの経営方針の変更等によって市原創吾・ミダスLPSにおける株式会社市原ホールディングスの意向又は岩田匡平・ミダスLPSにおける岩田匡平氏の意向が反映されなくなった場合には、当社の役員の選解任、他社との合併等の組織再編、減資、定款の変更等の当社の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、株式会社ミダスキャピタルは、市原創吾・ミダスLPS及び岩田匡平・ミダスLPS以外にも類似のスキームを採用することによって複数のファンドを組成しており、いずれも、基本的には、ファンドの出資先となっている企業の経営者が実質的な出資者となっている状況にあります。株式会社ミダスキャピタル、当該他のファンドが出資する企業又はその出資者が、法令違反その他の事由により社会的信用を失墜することになった場合には、当社と各社等の間に直接的な関係は無いものの、「ミダス」を名称に冠するファンドが株主に存在しているという共通点から生じる風評等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

本書提出日現在において、当社、株式会社市原ホールディングス及び岩田匡平氏は、ミダス企業群の一員として、市原創吾・ミダスLPS及び岩田匡平・ミダスLPSを通じて強固な関係を築いておりますが、万が一、経営方針の相違等によって、株式会社市原ホールディングスがミダス投資事業有限責任組合から脱退することになった場合や、岩田匡平氏が岩田匡平・ミダスLPSから脱退することになった場合などは、LPSの形態から各LPSの大株主による直接的な出資形態に切り替えることが可能です。しかしながら、ミダス企業群からの脱退により、ミダス企業群に参画している企業との間での知見の共有や人材の紹介、取引関係の強化等のメリットが得られなくなった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の上場時において、それぞれ所有する当社株式の一部を売却する予定ですが、上場後においても相当数の当社株式を保有する予定であります。また、当社は、今後において市原創吾・ミダスLPS及び岩田匡平・ミダスLPSの出資者の内訳や上記各事項に変更が生じた場合には、速やかに開示を行う方針であります。

⑤ 株式会社ミダスキャピタルにおけるガバナンス原則の内容及び当社とミダス企業群との関係について

株式会社ミダスキャピタルにおいて、ミダス企業群全体に適用されるガバナンス原則が定められており、各社同士の営業取引、資本取引、人的交流について規則を設けモニタリングが実施されています。具体的なガバナンス原則の主な内容と当社の状況は以下のとおりです。

a. 営業取引

(a) 株式会社ミダスキャピタルにおけるガバナンス原則の主な内容

ミダス企業群に属する事業会社同士で営業取引を行う場合は、ミダス企業群以外の第三者との取引や市場取引から合理的な範囲で乖離しない経済条件（取引内容、取引開始の経緯、取引価格）で実施します。また、ミダス企業群に属する事業会社同士で営業取引を開始する際には、取引の双方における取締役会決議又はそれに準ずる機関決定を経るものとし、原則として、各投資先事業会社において、売上高合計、売上原価合計、販売費及び一般管理費合計、資産合計、負債合計について、ミダス企業群の他の事業会社を相手方とする計上金額の構成比は一定の基準を超えないものとし、相互にモニタリングを実施することといたします。

(b) 当社の状況

当社は、ミダス企業群と以下の取引を実施しております。なお、当社がミダス企業群に参画している企業と取引を実施する際は、その取引価額については独立第三者との取引価額と同等の経済条件で取引を実施することとしております。

取引先名	取引の内容	取引開始の経緯	取引金額（注）
株式会社GENDA Games	オンラインクレーン事業のWeb集客の支援（売上高）	Web集客に関するノウハウを求める同社と当社が提供可能なソリューションの一致	84,568千円 (6.4%)
株式会社GENDA GiGO Entertainment	オンラインクレーン事業のWeb集客の支援（売上高）	Web集客に関するノウハウを求める同社と当社が提供可能なソリューションの一致	5,171千円 (0.4%)
マリنفード株式会社	ECサイトのWeb集客の支援	Web集客に関するノウハウを求める同社と当社が提供可能なソリューションの一致	1,430千円 (0.1%)
株式会社イングリウッド	新卒・中途採用に関する業務委託の費用（販売費及び一般管理費）	同社が人材紹介事業に関するノウハウを有していたことによる	3,301千円 (1.4%)
株式会社イングリウッド	新卒・中途採用に関する業務委託の前払費用（資産）	同社が人材紹介事業に関するノウハウを有していたことによる	880千円 (0.1%)

（注）金額は2021年9月期の実績値であり、括弧書きは2021年9月期の売上高合計（収益認識会計基準を適用する前の金額）、販売費及び一般管理費合計もしくは資産合計に占める割合を記載しております。

b. 資本取引

(a) 株式会社ミダスキャピタルにおけるガバナンス原則の主な内容

ミダス企業群に属する事業会社が新たにミダス企業群の他の事業会社に対して出資や融資を行うことはありません。

(b) 当社の状況

当社は、ミダス企業群に参画している企業は独立した会社であることを踏まえ、各参画企業と資本取引又は金銭貸借やそれと同様の効果を生じさせるような資金融通にかかる取引（以下、「資金融通取引」という。）に対し、以下の基本方針を有しております。

- i. 原則として、ミダスキャピタル参画企業との間の資本取引又は資金融通取引は行わない。仮に取引を行う場合においては、取締役会において当該取引の必要性・合理性等について慎重に確認・検討を行うと共に、当該内容について開示を行う。
- ii. 資本取引又は資金融通取引を実施した場合においても、当該取引に起因して、当社やミダス企業群の与信を歪めうる等、資本市場の健全性を損なうおそれのあるコーポレートアクションは一切行わない。

なお、当社は、ミダス企業群からの出資、融資を受けておりません。

c. 人的交流

(a) 株式会社ミダスキャピタルにおけるガバナンス原則の主な内容

原則として、ミダス企業群の常勤役職員は、ミダス企業群の他の事業会社との兼務を致しません。また、株式会社ミダスキャピタルの役職員が投資先事業会社の役員に就任する場合には、非常勤非業務取締役又は監査役に限るものとし、役員報酬は市場取引から合理的な範囲で乖離しない経済条件といたします。

(b) 当社の状況

当社は、ミダス企業群に参画している企業は独立した会社であることを踏まえ、上場後においては、原則として他のミダス企業群及び株式会社ミダスキャピタルとの役員兼務等の人的交流は行わないとの基本方針を有しております。

なお、当社には、他のミダス企業群及び株式会社ミダスキャピタルとの兼務を行っている役職員はおりません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当社はデジタルマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

① 財政状態の状況

第9期事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

(資産)

当事業年度末の総資産は645,039千円となり、前事業年度末と比べ169,508千円の増加となりました。

流動資産は152,253千円増加し、590,173千円となりました。主たる要因は、業容の拡大に伴い、売掛金が135,170千円増加したことによるものであります。

固定資産は17,254千円増加し、54,866千円となりました。主たる要因は、本社オフィスの移転に伴い、敷金が20,364千円増加したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末の負債は300,587千円となり、前事業年度末に比べ90,084千円の増加となりました。

流動負債は93,756千円増加し、264,104千円となりました。主たる要因は、業容の拡大に伴い、買掛金が101,004千円増加したことによるものであります。

固定負債は3,672千円減少し、36,483千円となりました。この要因は、リース資産売却に伴いリース債務が2,222千円減少したこと及び長期借入金1,450千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産は344,452千円となり、前事業年度末に比べ79,423千円の増加となりました。主たる要因は、当期純利益の計上に伴い繰越利益剰余金が78,759千円増加したことによるものであります。

第10期第2四半期累計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

(資産)

当第2四半期会計期間末の総資産は937,043千円となり、前事業年度末と比べ292,003千円の増加となりました。

流動資産は266,274千円増加し、856,448千円となりました。主たる要因は、業容の拡大に伴い現金及び預金が78,402千円、売掛金が166,681千円増加したことによるものであります。

固定資産は25,728千円増加し、80,595千円となりました。主たる要因は、敷金の追加差入により22,776千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第2四半期会計期間末の負債は487,832千円となり、前事業年度末に比べ187,244千円の増加となりました。

流動負債は195,195千円増加し、459,300千円となりました。主たる要因は、業容の拡大に伴い、買掛金が37,649千円、前受金が86,703千円増加したことによるものであります。

固定負債は7,951千円減少し、28,532千円となりました。要因は、長期借入金が7,951千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第2四半期会計期間末の純資産は449,210千円となり、前事業年度末に比べ104,758千円の増加となりました。主たる要因は、四半期純利益103,174千円の計上に伴い利益剰余金が103,174千円増加したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第9期事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、あらゆる産業界においてデジタルトランスフォーメーションの流れが強まり、インターネットを用いた販促・マーケティング活動が活発となった結果、当社の所属するデジタルマーケティング業界に対する需要はより一層高まっております。

当社の主要な事業領域であるインターネット広告市場の2020年における市場規模は、前年比5.9%増の2兆2,290億円となり、成長を続けております（出典：株式会社電通「2020年 日本の広告費」）。

こうした環境の下、当社はデジタルマーケティングサービスを提供しており、クライアントの旺盛なインターネットを用いた販促・マーケティングニーズに応えた結果、当社の当事業年度の売上高は1,329,789千円（前年同期比90.9%増）、営業利益は120,372千円（前年同期比0.3%増）、経常利益は111,638千円（前年同期比8.7%減）、当期純利益は78,759千円（前年同期比8.8%減）となりました。売上高が大きく伸びておりますが、内部管理体制の強化による人員増強、業容拡大に伴うオフィス移転費用の発生や家賃の増加により、各利益は微増・微減となっております。

なお、当社はデジタルマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

第10期第2四半期累計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は引続き収束が見えず、あらゆる産業界においてデジタルトランスフォーメーションのトレンドが継続しており、インターネットを用いた販促・マーケティング活動が前年度比さらに活発となった結果、当社の所属するデジタルマーケティング業界に対する需要はより一層高まっております。株式会社電通「2021年 日本の広告費」によると、インターネット広告の市場規模は2021年に2兆7,052億円となりました。また、株式会社矢野経済研究所「インターネット広告市場に関する調査を実施（2021年）」によると、同市場規模は2024年には3兆2,740億円に成長すると推計されております。

こうした環境の下、当社はデジタルマーケティングサービスを提供しており、クライアントの旺盛なインターネットを用いた販促・マーケティングニーズに応えた結果、当第2四半期累計期間の売上高は561,579千円、営業利益は150,990千円、経常利益は148,676千円、四半期純利益は103,174千円となりました。

なお、第1四半期会計期間の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しております。収益認識会計基準等を適用しなかった場合の当第2四半期累計期間の売上高（取扱高）は、1,421,549千円であり、収益認識会計基準等の適用により、売上高は859,969千円減少しております。

当社はデジタルマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

③ キャッシュ・フローの状況

第9期事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ1,039千円減少の328,514千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は15,238千円（前年同期は171,460千円の資金増加）となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上111,697千円（前年同期は122,276千円の資金増加）による資金の増加に対し、売上債権の増加額138,140千円（前年同期は33,869千円の資金減少）による資金の減少があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は25,653千円（前年同期は27,884千円の資金減少）となりました。これは主に、敷金の差入による支出45,552千円（前年同期は24,406千円の資金減少）及び敷金の回収による収入24,406千円（前年同期は275千円の資金増加）によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、増加した資金は9,375千円（前年同期は146,065千円の資金増加）となりました。これは主に、長期借入れによる収入50,000千円（前年同期は20,000千円の資金増加）及び長期借入金の返済による支出38,850千円（前年同期は11,082千円の資金減少）によるものであります。

第10期第2四半期累計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の四半期末残高は、前事業年度末に比べ78,402千円増加の406,917千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は112,323千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益の計上148,709千円による資金の増加に対し、売上債権の増加額175,591千円による資金の減少及び前受金の増加額86,703千円による資金の増加があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は24,391千円となりました。これは主に、敷金の差入による支出22,776千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、減少した資金は9,528千円となりました。これは主に、長期借入れによる収入10,000千円及び長期借入金の返済による支出18,683千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当社は、デジタルマーケティング事業の単一セグメントのため、第9期事業年度及び第10期第2四半期累計期間の販売実績をサービス区分別に示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	第9期事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		第10期第2四半期 累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
インターネット広告	994,499	197.3	336,647
SEOコンサルティング	335,290	174.2	224,932
合計	1,329,789	190.9	561,579

（注）1. 最近2事業年度及び第10期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第8期事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		第9期事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		第10期第2四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
(株)ネクステージ	—	—	—	—	56,791	10.1
(株)ニューアート・シーマ	—	—	145,231	10.9	—	—
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)	133,560	19.2	138,573	10.4	—	—
(株)メディカルサービス	139,827	20.1	—	—	—	—

（注）2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 第10期事業年度の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。このため最近2事業年度は収益認識会計基準の適用前、第10期第2四半期累計期間は収益認識会計基準の適用後の実績となっております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づいて実施しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項」に記載しておりますが、重要な会計上の見積りを要する項目はないと判断しております。

② 経営成績の分析

第9期事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(売上高、売上原価、売上総利益)

売上高は、営業体制の強化による業容拡大に伴い1,329,789千円(前事業年度比633,211千円増)となりました。

売上原価は、売上高の増加に伴い、965,649千円(前事業年度比558,269千円増)となりました。以上の結果、売上総利益は前事業年度から74,941千円増加して364,139千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、内部管理体制の強化による人員増強、業容拡大を理由としたオフィス移転に伴う家賃の増加により243,767千円(前事業年度比74,621千円増)となりました。

以上の結果、当事業年度の営業利益は120,372千円(前事業年度比320千円増)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

営業外損益については、営業外収益は補助金収入があり4,514千円(前事業年度比1,329千円増)、営業外費用は本社移転費用等による支出があり13,248千円(前事業年度比12,288千円増)となりました。

以上の結果、当事業年度の経常利益は111,638千円(前事業年度比10,638千円減)となりました。

(特別利益、特別損失、税引前当期純利益)

特別損益については、特別利益は59千円(前事業年度は発生なし)となりました。特別損失は発生しませんでした。

以上の結果、税引前当期純利益は111,697千円(前事業年度比10,579千円減)となりました。

(法人税等、当期純利益)

法人税・住民税及び事業税は30,809千円(前事業年度比3,658千円減)となりました。

以上の結果、当事業年度の当期純利益は78,759千円(前事業年度比7,632千円減)となりました。

第10期第2四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)

(売上高、売上原価、売上総利益)

売上高は、営業体制の強化による業容拡大があったものの、第1四半期会計期間の期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用したことに伴い、適用しなかった場合と比べて859,969千円減少したことから、561,579千円となりました。

売上原価についても、当該会計基準等を適用したことに伴い、適用しなかった場合と比べて859,969千円減少したことから、261,888千円となりました。

以上の結果、売上総利益は299,691千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、業容拡大に伴う人員の強化により148,701千円となりました。

以上の結果、営業利益は150,990千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

営業外損益については、営業外収益は受取利息の発生により36千円、営業外費用は上場関連費用の発生により2,349千円となりました。

以上の結果、経常利益は148,676千円となりました。

(特別利益、特別損失、税引前四半期純利益)

特別損益については、特別利益は33千円となりました。特別損失は発生しませんでした。

以上の結果、税引前四半期純利益は148,709千円となりました。

(法人税等、四半期純利益)

法人税・住民税及び事業税は45,535千円となりました。

以上の結果、四半期純利益は103,174千円となりました。

③ 財政状態の分析

財政状態の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」に記載の通りであります。

④ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社事業の資金需要の主なものは、広告枠の購入のほか、当社従業員に支払う給与手当などの販売費及び一般管理費等の営業資金によるものです。投資を目的とした資金需要は、主に、社内の業務システムの構築などのシステム改修によるものです。これらの資金需要については、内部資金で不足する場合には、借入金等による調達を行う方針です。

なお、キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

⑤ 経営方針、経営戦略又は経営上の目標の達成を判断するための客観的な指標等の分析

経営方針、経営戦略又は経営上の目標の達成を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、社員1人当たりの生産性及び社員数を経営指標として重視しております。

社員1人当たりの生産性については、受注案件の採算性の精査・確保、適切な工数・品質管理、業務委託の積極的な活用、育成システムを機能させることによる従業員の能力開発、マーケティングDXツールの活用等を継続して実施したことで、2021年9月期において、42,896千円（前期比29.3%増）となっております。これは、予定通りの進捗となっており、堅調に推移しているものと認識しております。なお、2018年9月期は7,609千円、2019年9月期は23,630千円（前期比210.5%増）、2020年9月期は33,170千円（前期比40.4%増）となっております。

社員数については、積極的な採用活動により、2021年9月期において、31人となっております。これは、予定通りの進捗となっており、堅調に推移しているものと認識しております。なお、2018年9月期は5人、2019年9月期は10人、2020年9月期は21人となっております。

⑥ 経営成績に重要な影響を与える要因

当社は、当社の経営成績に重要な影響を与える要因として、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、人材の確保・育成によるリスクを認識しております。

これらのリスクに対応するため、当社では、積極的な新卒採用や社員の定着率の高まるような健全な組織作りに取り組んでまいります。

⑦ 売上高に係る参考情報

当社は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を、第10期の期首から適用している影響で、当社の役割が代理人に該当する取引について総額表示から純額表示に変更を行った結果、第9期から第10期にかけて売上高が大きく減少しております。なお、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益には影響ありません。

各期の売上高に係る比較可能性を担保するための参考情報として、以下をご参照ください。

(単位：千円)

	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 第2四半期 累計期間
決算年月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年3月
取扱高(注)4.	11,195	38,049	236,302	696,577	1,329,789	1,421,549
売上高(注)5.	11,195	38,049	236,302	696,577	1,329,789	561,579
売上高(注)6.	11,195	38,049	150,517	431,558	687,320	561,579

(注) 4. 収益認識会計基準等を適用しないと仮定した場合の売上高であります。

5. 収益認識会計基準等を第10期の期首より適用した財務諸表上の売上高であります。

6. 収益認識会計基準等を第5期の期首より適用したと仮定した場合の売上高であります。

7. (注) 4. 及び(注) 6. の数値に関しては、ひびき監査法人の監査を受けておりません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第9期事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

当事業年度において実施した設備投資の総額は、51,260千円であり、その主な内容は、業容拡大に伴う本社事務所移転に係る敷金の差入45,552千円及びソフトウェア開発4,930千円であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社はデジタルマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第10期第2四半期累計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

当第2四半期累計期間において実施した設備投資の総額は、24,991千円であり、その主な内容は、本社事務所移転に係る敷金の追加差入22,776千円であります。なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社はデジタルマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

2021年9月30日時点

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	敷金	合計	
本社 (東京都港区)	本社設備等	361	963	4,167	44,771	50,263	31 (4)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本社建物は賃借物件であり、年間賃借料は45,552千円であります。

4. 従業員数の()は臨時雇用者数(契約社員、アルバイトを含む)を外数で記載しております。

5. セグメント情報について、当社はデジタルマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】(2022年4月30日現在)

設備の新設、除却等の計画で重要なものはありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,541,300	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	5,541,300	—	—

（注）2022年2月28日開催の臨時株主総会決議により、2022年3月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2020年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 6 （注）5.
新株予約権の数（個）※	12,400 [10,600]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 12,400 [10,600] （注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	560 （注）2.
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年7月18日 至 2030年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 560 資本組入額 280
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4.

※ 最近事業年度の末日（2021年9月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株であります。

ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数

を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとし、以下同じとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行います。
- (3) 本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとし、以下同じとします。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株につき金560円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。ただし、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがあります。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。調整後の行使価額の適用時期は、上記1（1）の調整後の株式数の適用時期に準じるものとし、以下同じとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について当社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでありません。
- (2) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
- (3) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとします。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行いません。
- (4) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書で定めるところによります。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとします。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

5. 本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、権利の喪失により、当社従業員4名となっております。

第2回新株予約権

決議年月日	2020年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 5 （注）6.
新株予約権の数（個）※	194,500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 194,500 （注）2.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	560 （注）3.
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年11月1日 至 2025年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 577 資本組入額 289
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5.

※ 最近事業年度の末日（2021年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年4月30日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更が無いため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき17円で有償発行しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株であります。

ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

- （1）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- （2）当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行います。
- （3）本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとし、

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株につき金560円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。ただし、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがあります。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。調整後の行使価額の適用時期は、上記2(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2021年9月期（2020年度）における当社損益計算書に記載される売上総利益額に、原価に含まれる労務費と経費を加えた額が420百万円を超過し、かつ2022年9月期（2021年度）における当社損益計算書に記載される売上総利益額に、原価に含まれる労務費と経費を加えた額が504百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができます。なお、上記における売上総利益、原価に含まれる労務費と経費は、当社の決算報告書に記載される損益計算書の数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき売上総利益、原価に含まれる労務費と経費の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を当社取締役会にて定めるものとします。
- (2) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について当社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでありません。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
- (4) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとします。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行いません。
- (5) 本新株予約権の割当日から権利行使期間開始日以前に当社普通株式価額が560円を下回った場合、本新株予約権は消滅するものとします。
- (6) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとします。
- (7) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書で定めるところによります。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して決定します。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して決定します。

（5）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。

（6）権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとします。

（7）取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

6. 本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、権利の喪失により、当社取締役1名及び当社従業員4名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2020年12月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社監査役 1 （注）6. 当社従業員 2
新株予約権の数（個）※	18,600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 18,600 （注）2.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	560 （注）3.
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年11月1日 至 2025年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 577 資本組入額 289
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5.

※ 最近事業年度の末日（2021年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年4月30日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更が無い場合、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき17円で有償発行しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 1 株であります。

ただし、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその 1 個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとし、以下同じとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整を行います。
- (3) 本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとし、以下同じとします。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株につき金 560 円（以下「行使価額」という。）

とし、本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。ただし、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがあります。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。調整後の行使価額の適用時期は、上記 2 (1) の調整後の株式数の適用時期に準じるものとし、以下同じとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- (2) 当社が、(i) 時価を下回る 1 株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii) 時価を下回る 1 株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式 1 株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2021年9月期（2020年度）における当社損益計算書に記載される売上総利益額に、原価に含まれる労務費と経費を加えた額が420百万円を超過し、かつ2022年9月期（2021年度）における当社損益計算書に記載される売上総利益額に、原価に含まれる労務費と経費を加えた額が504百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができます。なお、上記における売上総利益、原価に含まれる労務費と経費は、当社の決算報告書に記載される損益計算書の数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき売上総利益、原価に含まれる労務費と経費の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を当社取締役会にて定めるものとします。
- (2) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について当社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではありません。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
- (4) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとします。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行いません。
- (5) 本新株予約権の割当日から権利行使期間開始日以前に当社普通株式価額が560円を下回った場合、本新株予約権は消滅するものとします。
- (6) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとします。
- (7) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書で定めるところによります。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとします。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

6. 本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行により、当社取締役2名及び当社従業員2名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	2021年1月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 8
新株予約権の数（個）※	4,800
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 4,800 （注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	660 （注）2.
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年1月20日 至 2031年1月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 660 資本組入額 330
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4.

※ 最近事業年度の末日（2021年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年4月30日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更が無いため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株であります。

ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

- （1）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- （2）当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行います。

- （3）本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとします。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株につき金660円（以下「行使価額」という。）

とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。ただし、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがあります。

- （1）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。調整後の行使価額の適用時期は、上記1（1）の調整後の株式数の適用時期に準じるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について当社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでありません。
- (2) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
- (3) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとします。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行いません。
- (4) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書で定めるところによります。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとします。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

第5回新株予約権

決議年月日	2021年 1 月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1 当社従業員 1 （注） 6 .
新株予約権の数（個）※	4,800 [1,800]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 4,800 [1,800] （注） 2 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	660 （注） 3 .
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年11月 1 日 至 2025年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 671 資本組入額 336
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4 .
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5 .

※ 最近事業年度の末日（2021年9月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき11円で有償発行しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株であります。

ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行います。

(3) 本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとします。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株につき金660円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。ただし、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがあります。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。調整後の行使価額の適用時期は、上記2(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2021年9月期(2020年度)における当社損益計算書に記載される売上総利益額に、原価に含まれる労務費と経費を加えた額が420百万円を超過し、かつ2022年9月期(2021年度)における当社損益計算書に記載される売上総利益額に、原価に含まれる労務費と経費を加えた額が504百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができます。なお、上記における売上総利益、原価に含まれる労務費と経費は、当社の決算報告書に記載される損益計算書の数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき売上総利益、原価に含まれる労務費と経費の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を当社取締役会にて定めるものとし、以下同様とします。
- (2) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について当社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとし、ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでありません。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとし、以下同様とします。
- (4) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとし、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行いません。
- (5) 本新株予約権の割当日から権利行使期間開始日以前に当社普通株式価額が660円を下回った場合、本新株予約権は消滅するものとし、以下同様とします。
- (6) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとし、以下同様とします。
- (7) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書で定めるところによります。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとし、以下同様とします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとし、以下同様とします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して決定します。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとします。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

6. 本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、権利の喪失により、当社従業員1名となっております。

第6回新株予約権

決議年月日	2021年5月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 7 （注）5.
新株予約権の数（個）※	3,500 [3,000]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 3,500 [3,000] （注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	660 （注）2.
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年5月21日 至 2031年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 660 資本組入額 330
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4.

※ 最近事業年度の末日（2021年9月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株であります。

ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行います。
- (3) 本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとします。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株につき金660円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。ただし、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがあります。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。調整後の行使価額の適用時期は、上記1(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について当社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでありません。
- (2) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
- (3) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとします。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行いません。
- (4) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書で定めるところによります。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して決定します。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとします。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。
5. 本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、権利の喪失により、当社従業員6名となっております。

第7回新株予約権

決議年月日	2021年5月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2
新株予約権の数（個）※	32,200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 32,200 （注）2.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	660 （注）3.
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年11月1日 至 2025年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 671 資本組入額 336
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5.

※ 最近事業年度の末日（2021年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年4月30日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更が無い場合、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき11円で有償発行しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株であります。

ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行います。
- (3) 本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとします。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株につき金660円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。ただし、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがあります。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。調整後の行使価額の適用時期は、上記2(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2021年9月期（2020年度）における当社損益計算書に記載される売上総利益額に、原価に含まれる労務費と経費を加えた額が420百万円を超過し、かつ2022年9月期（2021年度）における当社損益計算書に記載される売上総利益額に、原価に含まれる労務費と経費を加えた額が504百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができます。なお、上記における売上総利益、原価に含まれる労務費と経費は、当社の決算報告書に記載される損益計算書の数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき売上総利益、原価に含まれる労務費と経費の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を当社取締役会にて定めるものとします。
- (2) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について当社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでありません。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
- (4) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとします。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行いません。
- (5) 本新株予約権の割当日から権利行使期間開始日以前に当社普通株式価額が660円を下回った場合、本新株予約権は消滅するものとします。
- (6) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとします。
- (7) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書で定めるところによります。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して決定します。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して決定します。

（5）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。

（6）権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとします。

（7）取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

第8回新株予約権

決議年月日	2021年11月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3
新株予約権の数（個）※	1,500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,500 （注） 1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,100 （注） 2.
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年11月27日 至 2031年11月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,100 資本組入額 550
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 4.

※ 新株予約権発行時（2021年11月26日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年4月30日）において、記載すべき内容が新株予約権発行時における内容から変更が無いため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株であります。

ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行います。
- (3) 本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとします。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株につき金1,100円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。ただし、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがあります。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。調整後の行使価額の適用時期は、上記1(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について当社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでありません。
- (2) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
- (3) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとします。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行いません。
- (4) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書で定めるところによります。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとします。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

第9回新株予約権

決議年月日	2021年11月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2
新株予約権の数（個）※	20,500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 20,500 （注）2.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,100 （注）3.
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年11月1日 至 2026年5月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,167 資本組入額 584
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5.

※ 新株予約権発行時（2021年11月26日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年4月30日）において、記載すべき内容が新株予約権発行時における内容から変更が無いため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき67円で有償発行しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株であります。

ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行います。

(3) 本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の目その他の必要事項を通知するものとします。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株につき金1,100円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。ただし、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがあります。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。調整後の行使価額の適用時期は、上記2(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2021年度における当社損益計算書に記載される売上総利益額が398百万円を超過し、かつ2022年度における当社損益計算書に記載される売上総利益額が593百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができます。なお、上記における売上総利益は、当社の決算報告書に記載される損益計算書の数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき売上総利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を当社取締役会にて定めるものとし、
- (2) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について当社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとし、
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとし、
- (4) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとし、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行いません。
- (5) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとし、
- (6) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書で定めるところによります。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとし、

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとし、
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。

- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとします。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
 新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

第10回新株予約権

決議年月日	2021年11月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	信託会社 1（注）6.
新株予約権の数（個）※	243,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 243,000 （注）2.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,100 （注）3.
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年7月1日 至 2032年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,101 資本組入額 551
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5.

※ 新株予約権発行時（2021年11月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年4月30日）において、記載すべき内容が新株予約権発行時における内容から変更が無いため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1円で有償発行しております。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株であります。
 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株につき金1,100円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。
 なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換及び株式交付による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式に

かかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2023年9月期から2027年9月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上総利益が、1,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができます。なお、上記における売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとします。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社並びに関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (3) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

6. 当社の代表取締役社長である市原創吾は、現在及び将来の当社又は当社子会社並びに関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者（以下「役職員等」という。）向けのインセンティブ・プランを導入することを目的として、2021年11月26日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年11月29日付でコタエル信託株式会社を受託者として「時価発行新株予約権信託®」（以下「本信託（第10回新株予約権）」という。）を設定しており、当社は本信託（第10回新株予約権）の受託者に対して、会社法に基づき2021年11月30日に第10回新株予約権（2021年11月26日臨時株主総会決議）を発行しております。本信託（第10回新株予約権）は、当社の役職員等に対して、将来の功績に応じて、コタエル信託株式会社に付与した第10回新株予約権243,000個（1個当たり1株相当）を段階的に分配するものです。既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社の役職員等に対して、将来に実施されるパフォーマンス評価を基に将来時点でインセンティブの分配の可否及び多寡を決定しますことを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社の役職員等に対しても、新株予約権の分配を可能とするものです。第10回新株予約権の分配を受けた者は、当該第10回新株予約権の発行要項及び取扱に関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託（第10回新株予約権）の概要は以下のとおりです。

信託の名称	時価発行新株予約権信託®
委託者	市原創吾
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	当社により信託期間満了日に役職員等の中から受益者として指定された者が受益者となります。なお、委託者及びその親族は対象外となります。 当社は、別途定める交付ガイドラインに従い、役職員等の中から受益者指定日ごとに受益者を指定します。
信託契約日	2021年11月29日
信託の種類と新株予約権数	第10回新株予約権 243,000個
信託期間満了日	受益者指定権が行使された日。なお、2022年6月末を始めとする毎年6月末及び12月末に受益者指定日が到来する予定ですが、1年おきに役職員等を受益者として受益者指定権を行使する予定です。ただし、ロックアップ期間中は当社役職員等を受益者として指定できません。
信託の目的	本信託（第10回新株予約権）は、当社の現在及び将来の役職員等のうち、当社の企業価値向上に持続的かつ精力的に貢献する意思と能力を備えた者に対して、第10回新株予約権を交付することを目的としております。
分配のための基準	当社の定める交付ガイドラインでは、当社の代表取締役社長である市原創吾を除く全取締役によって構成され、社外役員が過半数を占める評価委員会が、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のために著しい貢献を期待できる役職員等を選出し、当該役職員等の対象アクションを踏まえた今後の貢献期待度に応じて、定められた頻度で当社の役職員等の評価を行い、ポイントを仮に付与していくものとされております。そして、評価委員会は、信託期間中に評価委員会によって当社役職員等に対して仮に付与されることとなったポイント数を参考に、最終的に受益者及びその者に交付すべき新株予約権の個数を決定、本受託者に通知することとされ、これにより、交付日に本受託者から受益者に対して本新株予約権が交付されることになります。

第11回新株予約権

決議年月日	2022年 1 月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2（注） 5.
新株予約権の数（個）※	1,300 [500]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,300 [500]（注） 1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,100 （注） 2.
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年 1 月29日 至 2032年 1 月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,100 資本組入額 550
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 4.

※ 新株予約権発行時（2022年 1 月28日）における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日の前月末現在（2022年 4 月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

（注） 1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 1 株であります。

ただし、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

- （1）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその 1 個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- （2）当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整を行います。

- （3）本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとし、

2. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株につき金 1,100 円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。ただし、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがあります。

- （1）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。調整後の行使価額の適用時期は、上記 1（1）の調整後の株式数の適用時期に準じるものとし、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について当社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでありません。
- (2) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
- (3) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとします。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行いません。
- (4) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書で定めるところによります。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとします。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

5. 本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、権利の喪失により、当社従業員1名となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2018年3月22日 (注) 1.	300	500	6,000	16,000	—	—
2018年10月10日 (注) 2.	30	530	15,000	31,000	15,000	15,000
2020年6月1日 (注) 3.	5,299,470	5,300,000	—	31,000	—	15,000
2020年9月30日 (注) 4.	241,300	5,541,300	67,564	98,564	67,564	82,564

(注) 1. 有償第三者割当 300株

発行価格 20,000円

資本組入額 20,000円

割当先 当社代表取締役社長市原創吾

2. 有償第三者割当 30株

発行価格 1,000,000円

資本組入額 500,000円

割当先 吉村英毅・ミダスA投資事業有限責任組合

3. 当社普通株式1株につき10,000株の株式分割を実施しております。

4. 有償第三者割当 241,300株

発行価格 560円

資本組入額 280円

割当先 みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合、MICイノベーション5号投資事業有限責任組合、当社役員4名

(4) 【所有者別状況】

2022年4月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	－	－	－	7	－	－	4	11	－
所有株式 数 （単元）	－	－	－	54,999	－	－	413	55,412	100
所有株式 数の割合 （％）	－	－	－	99.25	－	－	0.75	100	－

(注) 2022年2月28日開催の臨時株主総会決議により、2022年3月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年4月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 5,541,200	55,412	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 100	—	—
発行済株式総数	5,541,300	—	—
総株主の議決権	—	55,412	—

(注) 2022年2月28日開催の臨時株主総会決議により、2022年3月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために、当面は内部留保の充実を優先する予定ですが、株主に対する利益還元については経営の重要課題の1つと位置付けておりますので、将来的には当社の財務状況や同業他社の状況を勘案しながら、株主への利益配当を実施していく方針であります。なお、内部留保資金については、財務体質の強化と人員の拡充・マーケティングDXツールへの投資等のサービス品質の維持・強化、収益力の向上に資する投資に活用していく予定であります。

また、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本としております。当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めている他、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を踏まえた以下のコーポレート・ガバナンスの充実に取組む方針です。

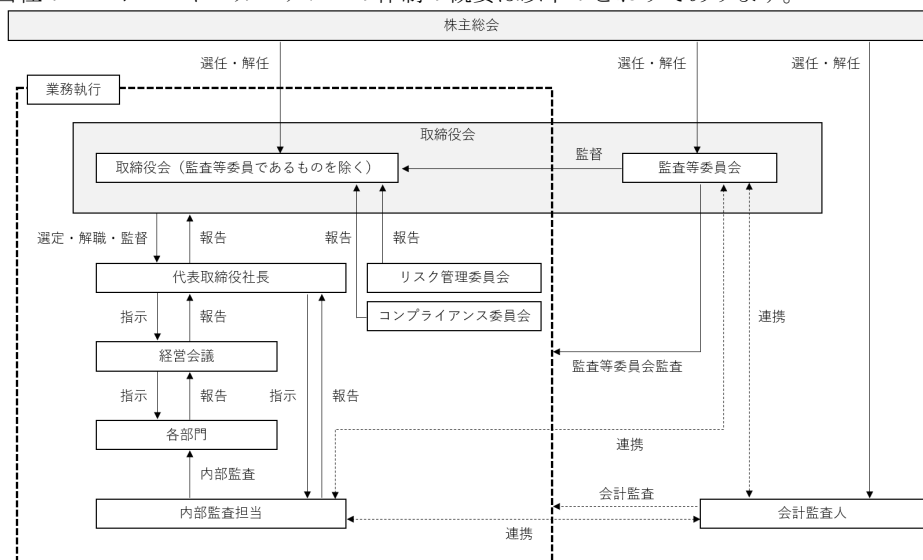
- a. 株主の権利・平等性の確保
- b. 従業員・顧客・取引先・債権者・地域社会など株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- c. 適切な情報開示と透明性の確保
- d. 独立役員の監督・監査機能の発揮と取締役会の実効性の確保
- e. 株主との対話とそのための環境整備

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制

(a) 企業統治の体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



(b) 当該体制を採用する理由

当社は、持続的な成長とコーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、2021年12月24日開催の定時株主総会において、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を通じた透明性の高い経営の実現を図っております。あわせて経営の意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を目的として、執行役員制度を採用し、監査等委員でない取締役及び執行役員の任期を1年としております。

<取締役会>

取締役会は、5名の取締役に構成され、うち3名が監査等委員（全て社外取締役、うち2名が独立役員）です。原則として1ヶ月に1回開催され、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各業務執行取締役の業務執行報告を受け監督を行っております。また、社外取締役は、社外から経営に対する適切な指導を行っております。

<監査等委員会>

監査等委員会は、常勤監査等委員1名と非常勤監査等委員2名の計3名で構成されており、全て社外取締役です。監査等委員は、取締役会及び重要な会議への出席、又はその報告を受け、職務執行の監査を行っております。監査等委員は、監査計画に基づく監査を実施し、監査等委員会は原則として1ヶ月に1回開催しております。また、内部監査担当及び会計監査人との間で意見交換を行うことにより、職務執行の状況を効率的、合理的に把握し、監査の実効性を高めております。

<内部監査>

当社は、会社規模、客観性の担保や効率性等を勘案し、独立した内部監査部門を設けず、内部監査責任者1名（管理部長）、内部監査担当者1名（内部監査業務委託先）が、内部監査を実施しております。監査結果については代表取締役社長に報告するとともに改善指示を各部門に周知し、そのフォローアップに努めております。

<会計監査人>

当社は、ひびき監査法人与監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

<リスク管理委員会>

当社は、リスク管理委員会を設置し、事業の継続安定的な発展を確保するべく、市場、情報セキュリティ、環境、労務、サービスの品質等様々な事業運営上のリスクについて、リスク評価、対策等に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員、監査等委員全員、執行役員全員、本部長全員、管理部長、営業推進部長をもって構成しており、原則として3ヶ月に1回開催しております。

<コンプライアンス委員会>

当社は、コンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンス体制を強化・推進するべく、社内のコンプライアンス遵守の状況の報告、コンプライアンス違反の未然防止策の検討、コンプライアンス違反への対応等を行っています。コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員、監査等委員全員、執行役員全員、本部長全員、管理部長、営業推進部長をもって構成しており、原則として3ヶ月に1回開催しております。

<経営会議>

当社は、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議又は決議し、その運営を円滑に行うため経営会議を設置しています。経営会議は、監査等委員でない取締役全員、執行役員全員、本部長全員、管理部長、営業推進部長をもって構成し、監査等委員である取締役は任意により出席できるものとしています。経営会議は、原則として毎月1回以上開催し、必要があるときは随時開催することができることとしています。

当社の各機関の構成員は次のとおりであります。

役職名	氏 名	取締役会	監査等 委員会	リスク管 理委員会	コンプライア ンス委員会	経営会議
代表取締役社長	市原 創吾	議長		委員長	委員長	議長
取締役CFO	笹野 誠	○		○	○	○
社外取締役 (常勤監査等委員)	天児 友美	○	議長	○	○	○
社外取締役 (監査等委員)	山元 雄太	○	○	○	○	
社外取締役 (監査等委員)	浅井 大輔	○	○	○	○	
執行役員	全員			○	○	○
本部長	全員			○	○	○
管理部長及び営業 推進部長	全員			○	○	○

(c) その他の企業統治に関する事項

i. 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制の整備及び運用の基本方針として、2021年12月24日開催の取締役会決議により、以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を定め、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、企業活動の前提に法令遵守を位置付け、透明性の高い経営体制の構築を図る。
- ② 取締役は、毎月の定例取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、重要な職務執行の状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ③ 法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、基本的な事項を「コンプライアンス規程」に定め、取締役及び使用人に周知徹底を図る。
- ④ コンプライアンス委員会を設置し、社内啓蒙や研修等の実施を通じて、コンプライアンス体制の継続的・持続的な推進に努める。
- ⑤ 法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を整備する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に基づき、適切な内部統制の構築を推進する。
- ⑦ 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、関係遮断を徹底する。
- ⑧ 内部監査人は定期的な内部監査により、法令及び定款並びに社内規程の遵守状況を確認し、代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- ⑨ 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、業務執行取締役の職務執行を監査する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報資産を保護し、機密性の程度に応じた適切な管理を行うために定めた「情報セキュリティ管理規程」「個人情報管理規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
- ② 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、リスクの防止及び会社損失の最小化を図るために「リスク管理規程」を定め、同規定に従った管理体制を構築する。
- ② リスクが顕在化した場合は、迅速かつ組織的な対応を行い、万が一不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を長とする対策本部を設定し、損害の拡大を防止し最小限に抑える体制を構築する。
- ③ 監査等委員会及び内部監査担当者は、リスク管理体制の実効性について監査する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月1回取締役会を開催し、重要事項の決定並びに審議・意見交換を行い、各取締役は連携して業務執行状況を監督する。
- ② 全社のビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び年度予算を策定し、明確な計数管理を行うとともに、その達成のために「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき、業務分担及び職務権限を明確にして、職務執行の効率化を図る。
- ③ 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。

(5) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合は、監査等委員会と協議の上、適切な人材を配置するものとする。
- ② 補助使用人は兼務も可能とするが、当該職務を遂行する場合には取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令は受けないものとする。

- ③ 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- (6) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ① 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会その他の重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から報告を受け、関係資料を閲覧することができる。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、会社の業務や業績等に影響を及ぼす重要な事項を報告する。
- (7) 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、上記（6）の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止する。
- (8) 監査等委員会の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員会は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。
- (9) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役、会計監査人、内部監査担当者は、監査等委員会の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査等委員会と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。
- ② 監査等委員会が必要と認める場合は、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。
- ③ 監査等委員会には、法令に従い社外役員を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。
- ii. リスク管理体制の整備の状況
- 当社は、継続企業の前提として、経営の安定性、健全性の維持が非常に重要な課題であると認識しております。リスクの防止及び万一リスクが発生した場合に当社が被る損害を最小限にとどめることを目的に、リスク管理規程を制定し、社内に周知徹底を図っております。リスク管理に関する重要事項の審議と方針決定はリスク管理委員会にて行っております。

b. 責任限定契約の内容

当社は、非業務執行取締役との間において、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

c. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役（取締役であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議によって、当該取締役の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

d. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

e. 取締役選任の決議要件

取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

f. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議の要件について、会社法第309条第2項の規定に基づき、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

g. 剰余金の配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

h. 中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、剰余金の配当等会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

i. 自己株式の取得の決定機関

当社は、経営環境に応じた機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性4名 女性1名 (役員のうち女性の比率20%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	市原 創吾	1986年11月10日生	2009年4月 ㈱サイバーエージェント入社 2018年3月 当社入社、代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3.	2,676,520 (注) 5.
取締役CFO	笹野 誠	1987年11月13日生	2010年4月 ㈱みずほフィナンシャルグループ入社 2020年1月 当社入社、CFO就任 2020年2月 取締役CFO就任 (現任)	(注) 3.	23,300
取締役 (常勤監査等委員)	天児 友美	1988年1月14日生	2012年2月 有限責任監査法人トーマツ入所 2015年2月 プライスウォーターハウスクーパース㈱ (現PwCアドバイザリー合同会社) 入社 2015年11月 公認会計士登録 2020年9月 当社常勤監査役就任 2021年12月 当社社外取締役 (常勤監査等委員) 就任 (現任)	(注) 4.	—
取締役 (監査等委員)	山元 雄太	1982年12月14日生	2007年4月 ㈱ボストンコンサルティンググループ入社 2012年5月 NKリレーションズ㈱ (現ノーリツ鋼機 ㈱) 入社 2013年5月 ㈱JMDC取締役就任 2014年1月 弁護士登録、山元雄太法律事務所 (現山 元法律事務所) 代表就任 (現任) 2015年6月 ノーリツ鋼機㈱取締役就任 2016年6月 ㈱ドクターネット取締役就任 2019年4月 ㈱JMDC執行役員副社長兼CFO就任 2019年4月 ㈱ユニケソフトウェアリサーチ取締役就 任 (現任) 2019年6月 メディカルデータベース㈱取締役就任 (現任) 2019年6月 ㈱ドクターネット取締役就任 (現任) 2020年4月 エヌエスパートナーズ㈱取締役就任 (現 任) 2020年6月 ㈱JMDC取締役副社長兼CFO就任 (現任) 2020年8月 当社社外取締役就任 2020年11月 データインデックス㈱取締役就任 (現 任) 2021年12月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現 任)	(注) 4.	—
取締役 (監査等委員)	浅井 大輔	1982年9月27日生	2008年12月 弁護士登録 2009年1月 森・濱田松本法律事務所入所 2020年1月 森・濱田松本法律事務所 パートナー 2021年1月 当社社外監査役就任 2021年12月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現 任) 2022年5月 浅井総合法律事務所代表弁護士就任 (現 任)	(注) 4.	—
計					2,699,820

(注) 1. 2021年12月24日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しました。当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 天児友美、委員 山元雄太、浅井大輔

2. 取締役 天児友美、山元雄太及び浅井大輔は、社外取締役であります。

3. 2021年12月24日開催の定時株主総会終結の時から、2022年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2021年12月24日開催の定時株主総会終結の時から、2023年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 代表取締役社長 市原創吾の所有株式数は、同氏が実質的に出資する市原創吾・ミダス投資事業有限責任組合が保有する株式数であります。

6. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は第1 マーケティングDX本部長 瓜生翔の1名です。

② 社外役員の状況

当社は、社外取締役（監査等委員）3名を社外役員として選任しております。当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役（常勤監査等委員）天児友美氏は、公認会計士の資格を保有しており、監査法人での監査経験やM&Aアドバイザーとしての経験もあるため、その専門知識と経験を活かした適正な監査を受けるとともに、経営陣とは独立した立場からの経営の監督を期待し社外取締役（監査等委員）として選任しております。なお、同氏と当社との間に、人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）山元雄太氏は、会社経営の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督に適しているため、経営陣とは独立した立場からの経営の監督を期待し選任しております。なお、同氏と当社との間に、人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）浅井大輔氏は、弁護士としての資格を保有しており、渉外法務及び会社法務全般の分野に関する豊富な知識と経験もあるため、その専門知識と経験を活かした適正な監査を受けるために、社外取締役（監査等委員）として選任しております。なお、同氏と当社との間に、人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

③ 社外取締役（監査等委員）による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員）は取締役会に出席することにより、独立的及び中立的立場から経営者の業務執行を監督しております。また、社外取締役（監査等委員）は内部監査担当者及び会計監査人と適宜連携することにより、情報の共有及び実効性のある監査を実施しております。

常勤監査等委員は、会議への出席や日常的な質疑を通じて管理部を中心とした内部統制部門と緊密に連携し、内部統制の有効性等に関する情報を収集し、監査等委員会に報告しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員監査の状況

当社は、2021年12月24日付で監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

監査等委員会は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名（監査等委員3名全員が社外取締役）で構成されております。監査の方針及び監査実施計画、取締役の職務執行状況の監査、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、監査報告書の作成等を主な検討事項として、定例監査等委員会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

常勤監査等委員1名は、取締役会その他重要会議への出席、取締役その他の使用人等との意思疎通、重要書類（議事録、稟議書等）の閲覧、内部監査の実施状況の確認、会計監査人からの監査報告の確認といった日常の監査業務を実施するとともに、監査等委員会でこれらの情報を共有し、検討・協議する事で、監査等委員会としての監査機能の充実に努めております。

また、監査等委員のそれぞれが、取締役会における経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備に関する決定、及び会社の業務執行の決定等に対し、その適法性及び妥当性に関する監査等委員会による検討・協議をとおして監査意見を形成し、取締役会においてその議決権を行使する等により、監査・監督責任を履行しております。

なお、常勤監査等委員 天児友美は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、非常勤監査等委員 山元雄太及び浅井大輔の2名は、共に弁護士の資格を有し、企業経営及び企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員会設置会社へ移行前の最近事業年度（第9期）における、監査役協議会の開催状況及び個々の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席回数/開催回数
常勤監査役（社外）	天児 友美	10回/10回
監査役（社外）	浅井 大輔	10回/10回

監査等委員会設置会社へ移行前の第10期事業年度における、監査役協議会の開催状況及び個々の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席回数/開催回数
常勤監査役（社外）	天児 友美	3回/3回
監査役（社外）	浅井 大輔	3回/3回

監査等委員会設置会社へ移行後の第10期事業年度における、監査等委員会の開催状況及び個々の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席回数/開催回数
常勤監査等委員（社外）	天児 友美	6回/6回
監査等委員（社外）	山元 雄太	6回/6回
監査等委員（社外）	浅井 大輔	6回/6回

② 内部監査の状況

当社の内部監査は、会社規模、客観性の担保や効率性等を勘案し、独立した内部監査部門を設けず、内部監査責任者である管理部長の関与の元、外部の公認会計士資格保有者1名にアウトソーシングして実施しております。

内部監査責任者は、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日改善状況を確認します。

内部監査責任者及び内部監査担当者は、内部監査業務として行う各部門責任者等への質疑、社内書類の確認やモニタリング等を通じて、管理部を中心とした内部統制部門と緊密に連携し、内部統制の有効性等に関する情報を収集しております。

また、監査等委員、内部監査責任者、内部監査担当者及び会計監査人は、相互に連携し、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報の共有化を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

ひびき監査法人

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 公認会計士 安原 徹

業務執行社員 公認会計士 中須賀 高典

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、会計士試験合格者等1名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査人として必要とされる専門性、独立性、品質管理体制が適切であり、監査計画並びに監査報酬の妥当性等を総合的に勘案した結果、ひびき監査法人を選定しております。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等において会計監査人に解任又は不再任に該当する事由は認められないと評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
8,000	—	10,000	1,000

当社における非監査業務の内容は、開示に関する指導・助言業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク (PKF International) に対する報酬 (a. を除く。)

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
—	245	—	595

当社における非監査業務の内容は、2021年3月まで業務委託契約を結んでいた汐留パートナーズ社会保険労務士法人による人事労務業務です。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等と協議した上で、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し監査等委員会の合意を得て決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、2021年12月24日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額500,000千円以内（うち社外取締役分100,000千円以内、同株主総会終結時点の員数は2名）、監査等委員である取締役の報酬額を年額150,000千円以内（同株主総会終結時点の員数は3名）とすることを決議しております。なお、当社は業績連動報酬を採用しておりません。

監査等委員以外取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、2021年12月24日開催の定時株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、同業他社の水準、業績、従業員給与との均衡、各取締役求められる職責及び能力等を考慮の上、取締役会で各人の報酬額を決議する旨を取締役会で決定しております。また、個人別の報酬額の具体的内容については、2021年12月24日開催の取締役会において、上記の決定方針に従って決議していることから、その内容は上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、2021年12月24日開催の定時株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、業務分担の状況等を考慮の上、2021年12月24日開催の監査等委員会では各人の報酬額を決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	31,200	31,200	—	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	12,450	12,450	—	—	—	3

(注) 2021年12月24日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。本表では、2021年9月期に係る役員区分ごとの報酬を表示しております。

③ 報酬の総額が1億円以上である者の報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2019年10月1日から2020年9月30日まで)及び当事業年度(2020年10月1日から2021年9月30日まで)の財務諸表について、ひびき監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(2022年1月1日から2022年3月31日まで)及び第2四半期累計期間(2021年10月1日から2022年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、ひびき監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に的確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	329,554	328,514
電子記録債権	—	2,970
売掛金	90,149	225,320
前渡金	3,849	10,530
前払費用	10,138	20,118
その他	4,229	2,719
流動資産合計	437,920	590,173
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,153	380
減価償却累計額	△57	△19
建物（純額）	1,095	361
工具、器具及び備品	2,044	2,442
減価償却累計額	△648	△1,479
工具、器具及び備品（純額）	1,395	963
リース資産	3,709	—
減価償却累計額	△927	—
リース資産（純額）	2,782	—
有形固定資産合計	5,273	1,324
無形固定資産		
ソフトウェア	—	4,167
無形固定資産合計	—	4,167
投資その他の資産		
従業員に対する長期貸付金	4,000	2,800
繰延税金資産	3,931	1,802
敷金	24,406	44,771
投資その他の資産合計	32,338	49,374
固定資産合計	37,611	54,866
資産合計	475,531	645,039

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	44,487	145,492
1年内返済予定の長期借入金	12,780	25,380
リース債務	604	—
未払金	23,969	52,661
未払法人税等	34,468	13,511
未払消費税等	29,050	20,365
前受金	21,120	2,893
預り金	3,801	3,791
その他	66	9
流動負債合計	170,348	264,104
固定負債		
長期借入金	37,933	36,483
リース債務	2,222	—
固定負債合計	40,155	36,483
負債合計	210,503	300,587
純資産の部		
株主資本		
資本金	98,564	98,564
資本剰余金		
資本準備金	82,564	82,564
資本剰余金合計	82,564	82,564
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	80,534	159,294
利益剰余金合計	80,534	159,294
株主資本合計	261,662	340,422
新株予約権	3,366	4,029
純資産合計	265,028	344,452
負債純資産合計	475,531	645,039

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(2022年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	406,917
電子記録債権	11,880
売掛金	392,001
仕掛品	2,885
その他	42,764
流動資産合計	856,448
固定資産	
有形固定資産	3,000
無形固定資産	6,824
投資その他の資産	70,770
固定資産合計	80,595
資産合計	937,043
負債の部	
流動負債	
買掛金	183,141
1年内返済予定の長期借入金	24,648
未払法人税等	47,003
その他	204,508
流動負債合計	459,300
固定負債	
長期借入金	28,532
固定負債合計	28,532
負債合計	487,832
純資産の部	
株主資本	
資本金	98,564
資本剰余金	82,564
利益剰余金	262,469
株主資本合計	443,597
新株予約権	5,613
純資産合計	449,210
負債純資産合計	937,043

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 9 月30 日)	当事業年度 (自 2020年10月 1 日 至 2021年 9 月30 日)
売上高	696,577	1,329,789
売上原価	407,379	965,649
売上総利益	289,198	364,139
販売費及び一般管理費	※ 169,146	※ 243,767
営業利益	120,051	120,372
営業外収益		
受取利息	0	213
補助金収入	1,834	4,115
その他	1,350	186
営業外収益合計	3,185	4,514
営業外費用		
支払利息	960	1,024
株式交付費	—	712
本社移転費用	—	11,512
営業外費用合計	960	13,248
経常利益	122,276	111,638
特別利益		
新株予約権戻入益	—	59
特別利益合計	—	59
税引前当期純利益	122,276	111,697
法人税、住民税及び事業税	34,468	30,809
法人税等調整額	1,417	2,128
法人税等合計	35,885	32,938
当期純利益	86,391	78,759

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 媒体費	※	265,019	65.1	642,469	66.5
II 労務費		57,531	14.1	116,091	12.0
III 経費		84,829	20.8	207,195	21.5
当期総仕入高		407,379	100.0	965,755	100.0
期首仕掛品たな卸高		—		—	
合計		407,379		965,755	
期末仕掛品たな卸高		—		106	
当期売上原価		407,379		965,649	

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
外注費 (千円)	67,552	178,626

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
売上高	561,579
売上原価	261,888
売上総利益	299,691
販売費及び一般管理費	※ 148,701
営業利益	150,990
営業外収益	
受取利息	28
雑収入	7
営業外収益合計	36
営業外費用	
支払利息	349
上場関連費用	2,000
営業外費用合計	2,349
経常利益	148,676
特別利益	
新株予約権戻入益	33
特別利益合計	33
税引前四半期純利益	148,709
法人税等	45,535
四半期純利益	103,174

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越 利益剰余金				
当期首残高	31,000	15,000	15,000	△5,857	△5,857	40,142	—	40,142
当期変動額								
新株の発行	67,564	67,564	67,564			135,128		135,128
当期純利益				86,391	86,391	86,391		86,391
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							3,366	3,366
当期変動額合計	67,564	67,564	67,564	86,391	86,391	221,519	3,366	224,885
当期末残高	98,564	82,564	82,564	80,534	80,534	261,662	3,366	265,028

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越 利益剰余金				
当期首残高	98,564	82,564	82,564	80,534	80,534	261,662	3,366	265,028
当期変動額								
当期純利益				78,759	78,759	78,759		78,759
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							663	663
当期変動額合計	－	－	－	78,759	78,759	78,759	663	79,423
当期末残高	98,564	82,564	82,564	159,294	159,294	340,422	4,029	344,452

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 9 月30 日)	当事業年度 (自 2020年10月 1 日 至 2021年 9 月30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	122,276	111,697
減価償却費	1,325	2,843
受取利息	△0	△213
支払利息	960	1,024
補助金収入	△1,834	△4,115
本社移転費用	—	11,512
新株予約権戻入益	—	△59
売上債権の増減額 (△は増加)	△33,869	△138,140
前払費用の増減額 (△は増加)	△3,159	△9,945
仕入債務の増減額 (△は減少)	40,326	101,004
未払金の増減額 (△は減少)	4,298	28,692
未払消費税等の増減額 (△は減少)	23,234	△8,685
前受金の増減額 (△は減少)	21,120	△18,227
その他	△3,926	△3,207
小計	170,750	74,181
利息の受取額	0	213
利息の支払額	△960	△1,049
法人税等の支払額	△165	△51,765
補助金の受取額	1,834	4,115
本社移転費用の支払額	—	△10,455
営業活動によるキャッシュ・フロー	171,460	15,238
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,197	△778
無形固定資産の取得による支出	—	△4,930
敷金の差入による支出	△24,406	△45,552
敷金の回収による収入	275	24,406
その他	△555	1,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27,884	△25,653
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	20,000	50,000
長期借入金の返済による支出	△11,082	△38,850
リース債務の返済による支出	△591	△456
株式の発行による収入	135,128	—
株式の発行による支出	—	△712
新株予約権の発行による収入	2,611	—
新株予約権の発行による支出	—	△605
財務活動によるキャッシュ・フロー	146,065	9,375
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	289,641	△1,039
現金及び現金同等物の期首残高	39,912	329,554
現金及び現金同等物の期末残高	※ 329,554	※ 328,514

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

		当第2四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益		148,709
減価償却費		1,813
受取利息		△28
支払利息		349
上場関連費用		2,000
新株予約権戻入益		△33
売上債権の増減額 (△は増加)		△175,591
前払費用の増減額 (△は増加)		△8,397
仕入債務の増減額 (△は減少)		37,649
未払金の増減額 (△は減少)		17,718
未払消費税等の増減額 (△は減少)		12,566
前受金の増減額 (△は減少)		86,703
その他		2,684
小計		126,144
利息の受取額		28
利息の支払額		△338
法人税等の支払額		△13,511
営業活動によるキャッシュ・フロー		112,323
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△2,215
敷金の差入による支出		△22,776
その他		600
投資活動によるキャッシュ・フロー		△24,391
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入		10,000
長期借入金の返済による支出		△18,683
新株予約権の発行による支出		△845
財務活動によるキャッシュ・フロー		△9,528
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		78,402
現金及び現金同等物の期首残高		328,514
現金及び現金同等物の四半期末残高		※ 406,917

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	3～4年

（2）所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定の債権については、個別の回収可能性を検討して、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年
工具、器具及び備品	3～4年

（2）無形固定資産（リース資産を除く。）

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

（3）所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定の債権については、個別の回収可能性を検討して、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその

他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、当社のインターネット広告サービスにおいて、従来、顧客から受け取る対価の総額を売上高として計上していましたが、当社の役割が代理人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受け取る対価の総額から関連する原価を控除した純額を売上高として表示することになります。当該変更が財務諸表の売上高及び売上原価に与える影響については、現時点で評価中ではありますが、いずれの方法で表示した場合でも利益剰余金への影響はない見込みであります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行 1 行と当座貸越契約を締結しております。
事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年 9 月 30 日)	当事業年度 (2021年 9 月 30 日)
当座貸越極度額	50,000千円	150,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	50,000	150,000

(損益計算書関係)

※ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 8 %、当事業年度 2 %、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 92 %、当事業年度 98 %であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2020年10月 1 日 至 2021年 9 月 30 日)
役員報酬	28,000千円	43,650千円
給与及び手当	54,860	80,621
支払報酬	16,302	49,872
支払手数料	15,959	14,553

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1. 2.	530	5,540,770	—	5,541,300
合計	530	5,540,770	—	5,541,300

（注）1. 当社は、2020年6月1日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加 5,299,470株

第三者割当増資による増加 241,300株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	3,366
合計		—	—	—	—	—	3,366

（注）3. 上記、ストック・オプションとしての新株予約権のうち、権利行使期間の初日が到来していないものは、3,366千円であります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	5,541,300	—	—	5,541,300
合計	5,541,300	—	—	5,541,300

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	4,029
合計		—	—	—	—	—	4,029

（注）4. 上記、ストック・オプションとしての新株予約権のうち、権利行使期間の初日が到来していないものは、4,029千円であります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当事業年度 (自 2020年10月 1 日 至 2021年 9 月30日)
現金及び預金	329,554千円	328,514千円
現金及び現金同等物	329,554	328,514

(リース取引関係)

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

本社における備品であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金繰り計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。借入金及びリース債務は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、必要に応じてモニタリングを行い、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク(金利の変動リスク)の管理

金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	329,554	329,554	—
(2) 売掛金	90,149	90,149	—
(3) 敷金	24,406	24,406	—
資産計	444,110	444,110	—
(1) 買掛金	44,487	44,487	—
(2) 未払金	23,969	23,969	—
(3) 未払法人税等	34,468	34,468	—
(4) 未払消費税等	29,050	29,050	—
(5) 長期借入金 ※	50,713	50,692	△20
(6) リース債務 ※	2,826	2,826	0
負債計	185,515	185,494	△20

※ 1年内返済予定の長期借入金、リース債務を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価は、想定した貸借期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	329,554	—	—	—
売掛金	90,149	—	—	—
敷金	24,406	—	—	—
合計	444,110	—	—	—

(注) 3. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	12,780	12,780	12,780	9,923	2,130	320
リース債務	604	617	631	645	327	—
合計	13,384	13,397	13,411	10,568	2,457	320

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金繰り計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、必要に応じてモニタリングを行い、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	328,514	328,514	—
(2) 電子記録債権	2,970	2,970	—
(3) 売掛金	225,320	225,320	—
(4) 敷金	44,771	44,428	△343
資産計	601,576	601,233	△343
(1) 買掛金	145,492	145,492	—
(2) 未払金	52,661	52,661	—
(3) 未払法人税等	13,511	13,511	—
(4) 未払消費税等	20,365	20,365	—
(5) 長期借入金 ※	61,863	61,822	△40
負債計	293,893	293,853	△40

※ 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金

敷金の時価は、想定した貸借期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	328,514	—	—	—
電子記録債権	2,970	—	—	—
売掛金	225,320	—	—	—
敷金	—	—	44,771	—
合計	556,804	—	44,771	—

(注) 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	25,380	25,380	10,063	720	320	—
合計	25,380	25,380	10,063	720	320	—

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名	当社取締役 1名 当社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 14,200株	普通株式 198,000株
付与日	2020年7月17日	2020年8月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2022年7月18日 至 2030年6月28日	自 2022年11月1日 至 2025年10月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2020年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	14,200	198,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	14,200	198,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
権利行使価格 (円)	560	560
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、類似会社比較法及びDCF法等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額

一千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位:千円)

	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
新株予約権戻入益	59

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名	当社取締役 1名 当社従業員 5名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 14,200株	普通株式 198,000株	普通株式 18,600株
付与日	2020年7月17日	2020年8月14日	2020年12月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2022年7月18日 至 2030年6月28日	自 2022年11月1日 至 2025年10月31日	自 2022年11月1日 至 2025年10月31日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8名	当社監査役 1名 当社従業員 1名	当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,800株	普通株式 4,800株	普通株式 3,500株
付与日	2021年1月19日	2021年1月19日	2021年5月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2023年1月20日 至 2031年1月18日	自 2022年11月1日 至 2025年10月31日	自 2023年5月21日 至 2031年5月20日

	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 32,200株
付与日	2021年5月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 2022年11月1日 至 2025年10月31日

（注）株式数に換算して記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	14,200	198,000	—
付与	—	—	18,600
失効	1,800	3,500	—
権利確定	—	—	—
未確定残	12,400	194,500	18,600
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第 4 回新株予約権	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	4,800	4,800	3,500
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	4,800	4,800	3,500
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第 7 回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	32,200
失効	—
権利確定	—
未確定残	32,200
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権
権利行使価格 (円)	560	560	560
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	660	660	660
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	660
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、類似会社比較法及びDCF法等の結果を総合的に勘案して決定しております。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額

22,550千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2020年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2020年9月30日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	252千円
未払事業税	3,663
その他	15
繰延税金資産小計	3,931
評価性引当額	—
繰延税金資産の純額	3,931

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2020年9月30日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
繰越欠損金の利用	△2.7
税額控除	△4.0
住民税均等割	0.2
その他	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4

当事業年度 (2021年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2021年9月30日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	118千円
未払事業税	1,435
未払金	249
敷金償却	270
繰延税金資産小計	2,072
評価性引当額	△270
繰延税金資産の純額	1,802

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2021年9月30日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
税額控除	△3.9
住民税均等割	0.2
その他	△1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.5

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

当社はデジタルマーケティング事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

当社はデジタルマーケティング事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	インターネット広告	SEOコンサルティング	合計
外部顧客への売上高	504, 053	192, 524	696, 577

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)メディカルサービス	139, 827	デジタルマーケティング事業
デジタル・アドバイジング・コンソーシアム(株)	133, 560	デジタルマーケティング事業

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	インターネット広告	SEOコンサルティング	合計
外部顧客への売上高	994, 499	335, 290	1, 329, 789

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)ニューアート・シーマ	145, 231	デジタルマーケティング事業
デジタル・アドバイジング・コンソーシアム(株)	138, 573	デジタルマーケティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2019年10月 1 日 至 2020年 9 月30日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	市原 創吾	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 間接 48.45	債務被保証	当社不動産賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 2.	19,030	—	—
							当社銀行借入に対する債務被保証 (注) 3.	10,079	—	—
							当社特別当座貸越契約に対する債務被保証 (注) 4.	—	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社は本社オフィスの賃貸借契約に対して、当社代表取締役社長市原創吾より債務保証を受けております。取引金額については、年間の賃借料等の支払額を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 当社は銀行借入に対して、当社代表取締役社長市原創吾より債務保証を受けております。取引金額については、期末借入金残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
4. 当社は銀行との特別当座貸越契約に対して、当社代表取締役社長市原創吾より債務保証を受けております。当座貸越極度額は50,000千円であります。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	市原 創吾	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 間接 48.45	債務被保証	当社不動産賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 2.	32,145	—	—
							当社銀行借入に対する債務被保証 (注) 3.	7,355	—	—
							当社特別当座貸越契約に対する債務被保証 (注) 4.	—	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社は本社オフィスの賃貸借契約に対して、当社代表取締役社長市原創吾より債務保証を受けております。取引金額については、年間の賃借料等の支払額を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 当社は銀行借入に対して、当社代表取締役社長市原創吾より債務保証を受けております。取引金額については、期末借入金残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
4. 当社は銀行との特別当座貸越契約に対して、当社代表取締役社長市原創吾より債務保証を受けております。当座貸越極度額は150,000千円であります。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	47.22円
1株当たり当期純利益	16.30円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、2020年6月1日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
当期純利益(千円)	86,391
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	86,391
普通株式の期中平均株式数(株)	5,300,659
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数 212,200個) なお、これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状 況 (2)新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	61.43円
1株当たり当期純利益	14.21円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
当期純利益（千円）	78,759
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	78,759
普通株式の期中平均株式数（株）	5,541,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類 (新株予約権の数 270,800個) なお、これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状 況 (2)新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(1) 第8回及び第9回ストックオプション(新株予約権)の付与

当社は、2021年11月26日開催の臨時株主総会決議に基づき、当社従業員に対して2021年11月26日付でストックオプションとしての新株予約権の割当てを行いました。

なお、その概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

(2) 時価発行新株予約権信託®を活用したインセンティブ・プランの導入

当社の企業価値の増大を図るため、当社又は当社子会社並びに関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者向けのインセンティブ・プランを導入することを目的として、2021年11月26日開催の臨時株主総会決議に基づき、時価発行新株予約権信託®を活用したインセンティブ・プランを導入し、第10回新株予約権を発行しております。

なお、その概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

(3) 第11回ストックオプション(新株予約権)の付与

当社は、2022年1月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、当社従業員に対して2022年1月28日付でストックオプションとしての新株予約権の割当てを行いました。

なお、その概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

【注記事項】

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先等に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第2四半期累計期間の売上高及び売上原価は859,969千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益には影響ありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響もありません。

（四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（追加情報）

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当第2四半期会計期間 (2022年3月31日)	
当座貸越極度額	150,000千円
貸出実行残高	—
差引額	150,000

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)	
給与及び手当	46,142千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)	
現金及び預金勘定	406,917千円
現金及び現金同等物	406,917

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)

当社は、デジタルマーケティング事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第2四半期累計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	デジタルマーケティング事業	合計
サービス別		
インターネット広告	336,647	336,647
SEOコンサルティング	224,932	224,932
合計	561,579	561,579

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり四半期純利益	18円62銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	103,174
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	103,174
普通株式の期中平均株式数(株)	5,541,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	2021年11月26日開催の取締役会決議による第8回～第10回新株予約権 新株予約権の数 265,000個 (普通株式 265,000株) 2022年1月28日開催の取締役会決議による第11回新株予約権 新株予約権の数 1,300個 (普通株式 1,300株)

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千 円)
有形固定資産							
建物	1,153	380	1,153	380	19	57	361
工具、器具及び備品	2,044	398	—	2,442	1,479	830	963
リース資産	3,709	—	3,709	—	—	412	—
有形固定資産計	6,907	778	4,862	2,822	1,498	1,300	1,324
無形固定資産							
ソフトウェア	—	4,930	—	4,930	762	762	4,167
無形固定資産計		4,930	—	4,930	762	762	4,167

- (注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。
ソフトウェア 事業利用ツールの開発 4,930千円
2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。
建物 本社移転に伴う除却 1,153千円
リース資産 リース資産の売却 3,709千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	12,780	25,380	1.21	—
1年以内に返済予定のリース債務	604	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	37,933	36,483	1.31	2023年10月～ 2026年3月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	2,222	—	—	—
合計	53,539	61,863	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	25,380	10,063	720	320

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額（千円）
預金	
普通預金	328,514
合計	328,514

② 電子記録債権

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社博報堂	2,970
合計	2,970

期日別内訳

期日別	金額（千円）
2021年11月 満期	2,970
合計	2,970

③ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社東急エージェンシー	33,014
株式会社Kyash	22,769
デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社	18,164
株式会社ZENB JAPAN	16,707
株式会社ネクステージ	16,011
その他	118,652
合計	225,320

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
90,149	1,462,767	1,327,596	225,320	85.5	39.4

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

④ 敷金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
森ビル株式会社	44,771
合計	44,771

⑤ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
グーグル合同会社	114,918
LINE株式会社	5,570
株式会社フクロウラボ	2,885
株式会社ウィルゲート	1,654
ハイドジア株式会社	1,408
その他	19,054
合計	145,492

⑥ 未払金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, inc.	24,432
給与	17,092
社会保険料	5,429
労働保険料	720
その他	4,987
合計	52,661

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 — 無料 —
単元未満株式の買取り（注）2. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://avic.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取りを含む株式の取扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取扱います。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年 9月30日	市原創吾・ミダス投資事業有限責任組合無限責任組合員 株式会社市原ホールディングス 代表取締役 市原 創吾 無限責任組合員 株式会社ミダスキャピタル 代表取締役 吉村 英毅	東京都港区 赤坂八丁目 11番37号	特別利害関係者等(大株主上位10社)	みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 大町 祐輔	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10社) (注) 4.	130,000	72,800,000 (560) (注) 5.	当社の資本政策による
2020年 9月30日	市原創吾・ミダス投資事業有限責任組合無限責任組合員 株式会社市原ホールディングス 代表取締役 市原 創吾 無限責任組合員 株式会社ミダスキャピタル 代表取締役 吉村 英毅	東京都港区 赤坂八丁目 11番37号	特別利害関係者等(大株主上位10社)	MICイノベーション5号投資事業有限責任組合無限責任組合員 モバイル・インターネットキャピタル株式会社 代表取締役 海老澤 観	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	特別利害関係者等(大株主上位10社) (注) 4.	85,000	47,600,000 (560) (注) 5.	当社の資本政策による
2020年 9月30日	岩田匡平・ミダス投資事業有限責任組合無限責任組合員 岩田 匡平 無限責任組合員 株式会社ミダスキャピタル 代表取締役 吉村 英毅	東京都港区 赤坂八丁目 11番37号	特別利害関係者等(大株主上位10社)	MICイノベーション5号投資事業有限責任組合無限責任組合員 モバイル・インターネットキャピタル株式会社 代表取締役 海老澤 観	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	特別利害関係者等(大株主上位10社) (注) 4.	85,000	47,600,000 (560) (注) 5.	当社の資本政策による
2020年 9月30日	岩田匡平・ミダス投資事業有限責任組合無限責任組合員 岩田 匡平 無限責任組合員 株式会社ミダスキャピタル 代表取締役 吉村 英毅	東京都港区 赤坂八丁目 11番37号	特別利害関係者等(大株主上位10社)	静岡キャピタル8号投資事業有限責任組合無限責任組合員 静岡キャピタル株式会社 取締役社長 水谷 林蔵	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10社) (注) 4.	53,000	29,680,000 (560) (注) 5.	当社の資本政策による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年 9月30日	株式会社市原ホールディングス 代表取締役 市原 創吾	東京都港区南青山一丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10社、当社代表取締役の資産管理会社)	みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 大町 祐輔	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10社) (注) 4.	20,000	11,200,000 (560) (注) 5.	当社の資本政策による
2020年 9月30日	岩田 匡平	東京都千代田区	特別利害関係者等(大株主上位10社)	みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 大町 祐輔	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10社) (注) 4.	20,000	11,200,000 (560) (注) 5.	当社の資本政策による
2022年 3月4日	市原創吾・ミダス投資事業有限責任組合無限責任組合員 株式会社市原ホールディングス 代表取締役 市原 創吾 無限責任組合員 株式会社ミダスキャピタル 代表取締役 吉村 英毅	東京都港区赤坂八丁目11番37号	特別利害関係者等(大株主上位10社)	UUUM株式会社 代表取締役社長執行役員兼 CEO 鎌田 和樹	東京都港区赤坂九丁目7番1号	特別利害関係者等(大株主上位10社) (注) 4.	8,480	10,006,400 (1,180) (注) 5.	当社の資本政策による
2022年 3月4日	岩田匡平・ミダス投資事業有限責任組合無限責任組合員 岩田 匡平 無限責任組合員 株式会社ミダスキャピタル 代表取締役 吉村 英毅	東京都港区赤坂八丁目11番37号	特別利害関係者等(大株主上位10社)	UUUM株式会社 代表取締役社長執行役員兼 CEO 鎌田 和樹	東京都港区赤坂九丁目7番1号	特別利害関係者等(大株主上位10社) (注) 4.	33,920	40,025,600 (1,180) (注) 5.	資本業務提携に伴う当社要請による

(注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2019年10月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてされております。また、当社は、当該

記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社

4. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10社）となっております。

5. 移動価格算定方式は次のとおりです。

DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定しました。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2020年9月30日	2020年7月17日	2020年8月14日
種類	普通株式	第1回新株予約権 (ストックオプション)	第2回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	241,300株	普通株式 14,200株	普通株式 198,000株
発行価格 (注) 4.	1株につき560円	1株につき560円	1株につき577円
資本組入額	280円	280円	289円
発行価額の総額	135,128,000円	7,952,000円	114,246,000円
資本組入額の総額	67,564,000円	3,976,000円	57,222,000円
発行方法	第三者割当	2020年6月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2020年6月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権③	新株予約権④	新株予約権⑤
発行年月日	2020年12月15日	2021年1月19日	2021年1月19日
種類	第3回新株予約権 (ストックオプション)	第4回新株予約権 (ストックオプション)	第5回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 18,600株	普通株式 4,800株	普通株式 4,800株
発行価格 (注) 4.	1株につき577円	1株につき660円	1株につき671円
資本組入額	289円	330円	336円
発行価額の総額	10,732,200円	3,168,000円	3,220,800円
資本組入額の総額	5,375,400円	1,584,000円	1,612,800円
発行方法	2020年12月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2021年1月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2021年1月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.	(注) 2.

項目	新株予約権⑥	新株予約権⑦	新株予約権⑧
発行年月日	2021年5月20日	2021年5月20日	2021年11月26日
種類	第6回新株予約権 (ストックオプション)	第7回新株予約権 (ストックオプション)	第8回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 3,500株	普通株式 32,200株	普通株式 1,500株
発行価格 (注) 4.	1株につき660円	1株につき671円	1株につき1,100円
資本組入額	330円	336円	550円
発行価額の総額	2,310,000円	21,606,200円	1,650,000円
資本組入額の総額	1,155,000円	10,819,200円	825,000円
発行方法	2021年5月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2021年5月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2021年11月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.	(注) 2.

項目	新株予約権⑨	新株予約権⑩	新株予約権⑪
発行年月日	2021年11月26日	2021年11月30日	2022年1月28日
種類	第9回新株予約権 (ストックオプション)	第10回新株予約権 (ストックオプション)	第11回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 20,500株	普通株式 243,000株	普通株式 1,300株
発行価格 (注) 4.	1株につき1,167円	1株につき1,101円	1株につき1,100円
資本組入額	584円	551円	550円
発行価額の総額	23,923,500円	267,543,000円	1,430,000円
資本組入額の総額	11,972,000円	133,893,000円	715,000円
発行方法	2021年11月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2021年11月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2022年1月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 3.	(注) 2.

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第268条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業

年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。

- (3) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2021年9月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当新株予約権(以下、「割当新株予約権」という。))の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
4. 株式の発行価格及び新株予約権に関する株式の発行価格は、純資産価額方式により算出した価格及びDCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	560円	560円	560円	660円
行使期間	自 2022年7月18日 至 2030年6月28日	自 2022年11月1日 至 2025年10月31日	自 2022年11月1日 至 2025年10月31日	自 2023年1月20日 至 2031年1月18日
行使の条件	「第二部企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります	「第二部企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上	同上

	新株予約権⑤	新株予約権⑥	新株予約権⑦	新株予約権⑧
行使時の払込金額	660円	660円	660円	1,100円
行使期間	自 2022年11月1日 至 2025年10月31日	自 2023年5月21日 至 2031年5月20日	自 2022年11月1日 至 2025年10月31日	自 2023年11月27日 至 2031年11月26日
行使の条件	「第二部企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上	同上

	新株予約権⑨	新株予約権⑩	新株予約権⑪
行使時の払込金額	1,100円	1,100円	1,100円
行使期間	自 2022年11月1日 至 2026年5月3日	自 2022年7月1日 至 2032年6月30日	自 2024年1月29日 至 2032年1月28日
行使の条件	「第二部企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上

2 【取得者の概況】

(1) 株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 大町 祐輔 資本金902,400千円	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	投資事業	100,000	56,000,000 (560)	特別利害関係者等（大株主上位10名）
MICイノベーション5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 MIC5号パートナーズ有限責任事業組合 モバイル・インターネットキャピタル株式会社 代表取締役社長 海老澤 観 資本金 100,000千円	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	投資事業	100,000	56,000,000 (560)	特別利害関係者等（大株主上位10名）
笹野 誠	東京都江東区	会社役員	23,300	13,048,000 (560)	特別利害関係者等（当社の取締役）
瓜生 翔	東京都調布市	会社員	6,300	3,528,000 (560)	当社の従業員
高野 英樹	東京都世田谷区	会社員	6,300	3,528,000 (560)	当社の従業員
幸田 涼佑	東京都目黒区	会社員	5,400	3,024,000 (560)	当社の従業員

(2) 新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
町田 和哉	東京都調布市	会社員	3,500	1,960,000 (560)	当社の従業員
市原 洸河	東京都品川区	会社員	3,500	1,960,000 (560)	当社の従業員
當山 喜久	東京都板橋区	会社員	1,800	1,008,000 (560)	当社の従業員
沖田 愛美	東京都港区	会社員	1,800	1,008,000 (560)	当社の従業員

（注）権利を喪失した者については記載しておりません。

(3) 新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
笹野 誠	東京都江東区	会社役員	57,200	33,004,400 (577)	特別利害関係者等（当社の取締役）
瓜生 翔	東京都調布市	会社員	57,200	33,004,400 (577)	当社の従業員
高野 英樹	東京都世田谷区	会社員	40,000	23,080,000 (577)	当社の従業員
幸田 涼佑	東京都目黒区	会社員	28,600	16,502,200 (577)	当社の従業員
倉沢 一成	東京都渋谷区	会社員	11,500	6,635,500 (577)	当社の従業員

（注）権利を喪失した者については記載しておりません。

(4) 新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
菅谷 順子	東京都品川区	会社員	11,500	6,635,500 (577)	当社の従業員
天児 友美	東京都渋谷区	会社役員	3,500	2,019,500 (577)	特別利害関係者等（当社の監査役）
山元 雄太	東京都港区	会社役員	1,800	1,038,600 (577)	特別利害関係者等（当社の取締役）
小河原 資久	神奈川県川崎市麻生区	会社員	1,800	1,038,600 (577)	当社の従業員

（注）天児友美は、2021年12月24日付で監査等委員である取締役を選任されております。

(5) 新株予約権④

新株予約権の目的となる株式の総数がいずれも1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く。）8名、割当株式の総数4,800株に関する記載は省略しております。

(6) 新株予約権⑤

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
広川 裕太郎	東京都港区	会社員	1,800	1,207,800 (671)	当社の従業員

（注）権利を喪失した者については記載しておりません。

(7) 新株予約権⑥

新株予約権の目的となる株式の総数がいずれも1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く。）6名、割当株式の総数3,000株に関する記載は省略しております。

（注）権利を喪失した者については記載しておりません。

(8) 新株予約権⑦

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提 出会社との 関係
古賀 光恵	東京都目黒区	会社員	28,600	19,190,600 (671)	当社の従業員
梶 賢	東京都港区	会社員	3,600	2,415,600 (671)	当社の従業員

(9) 新株予約権⑧

新株予約権の目的となる株式の総数がいずれも1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く。）3名、割当株式の総数1,500株に関する記載は省略しております。

(10) 新株予約権⑨

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提 出会社との 関係
畠山 雄	千葉県流山市	会社員	17,500	20,422,500 (1,167)	当社の従業員
櫻庭 洋平	東京都墨田区	会社員	3,000	3,501,000 (1,167)	当社の従業員

(11) 新株予約権⑩

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提 出会社との 関係
コタエル信託株式会社 代表取締役社長 松田 良成 資本金100百万円	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	信託会社	243,000	267,543,000 (1,101)	(注)

(注) 時価発行新株予約権信託®の受託者として付与しております。

(12) 新株予約権⑪

新株予約権の目的となる株式の総数がいずれも1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く。）1名、割当株式の総数500株に関する記載は省略しております。

(注) 権利を喪失した者については記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
市原創吾・ミダス投資事業有限責任組合 (注) 3. 4. 8.	東京都港区赤坂八丁目11番37号	2,676,520	44.07
岩田匡平・ミダス投資事業有限責任組合 (注) 4. 9.	東京都港区赤坂八丁目11番37号	1,688,080	27.80
吉村英毅・ミダスA投資事業有限責任組合 (注) 4. 10.	東京都港区赤坂八丁目11番37号	500,000	8.23
みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合 (注) 4.	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	270,000	4.45
MICイノベーション5号投資事業有限責任組合 (注) 4.	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	270,000	4.45
コタエル信託株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	243,000 (243,000)	4.00 (4.00)
笹野 誠 (注) 4. 5.	東京都江東区	80,500 (57,200)	1.33 (0.94)
瓜生 翔 (注) 4. 7.	東京都調布市	63,500 (57,200)	1.05 (0.94)
静岡キャピタル8号投資事業有限責任組合 (注) 4.	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	53,000	0.87
高野 英樹 (注) 4. 7.	東京都世田谷区	46,300 (40,000)	0.76 (0.66)
UUUM株式会社 (注) 4.	東京都港区赤坂九丁目7番1号	42,400	0.70
幸田 涼佑 (注) 7.	東京都目黒区	34,000 (28,600)	0.56 (0.47)
古賀 光恵 (注) 7.	東京都目黒区	28,600 (28,600)	0.47 (0.47)
畠山 雄 (注) 7.	千葉県流山市	17,500 (17,500)	0.29 (0.29)
倉沢 一成 (注) 7.	東京都渋谷区	11,500 (11,500)	0.19 (0.19)
菅谷 順子 (注) 7.	東京都品川区	11,500 (11,500)	0.19 (0.19)
梶 賢 (注) 7.	東京都港区	3,600 (3,600)	0.06 (0.06)
市原 洸河 (注) 7.	東京都品川区	3,500 (3,500)	0.06 (0.06)
町田 和哉 (注) 7.	東京都調布市	3,500 (3,500)	0.06 (0.06)
天児 友美 (注) 6.	東京都渋谷区	3,500 (3,500)	0.06 (0.06)
櫻庭 洋平 (注) 7.	東京都墨田区	3,000 (3,000)	0.05 (0.05)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
沖田 愛美	東京都港区	1,800	0.03
(注) 7.		(1,800)	(0.03)
當山 喜久	東京都板橋区	1,800	0.03
(注) 7.		(1,800)	(0.03)
山元 雄太	東京都港区	1,800	0.03
(注) 6.		(1,800)	(0.03)
小河原 資久	神奈川県川崎市麻生区	1,800	0.03
(注) 7.		(1,800)	(0.03)
広川 裕太郎	東京都港区	1,800	0.03
(注) 7.		(1,800)	(0.03)
所有株式数600株の株主 8名	—	4,800	0.08
(注) 7.		(4,800)	(0.08)
所有株式数500株の株主 10名	—	5,000	0.08
(注) 7.		(5,000)	(0.08)
計	—	6,072,300 (531,000)	100 (8.74)

(注) 1. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株主の属性は、特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）であります。

4. 株主の属性は、特別利害関係者等（大株主上位10名）であります。

5. 株主の属性は、特別利害関係者等（当社取締役（監査等委員を除く。））であります。

6. 株主の属性は、特別利害関係者等（当社取締役（監査等委員））であります。

7. 株主の属性は、当社従業員であります。

8. 当該有限責任組合の概要は、「第二部企業情報 第2事業の状況 2 事業等のリスク (19) 当社の大株主である市原創吾・ミダス投資事業有限責任組合、岩田匡平・ミダス投資事業有限責任組合及び吉村英毅・ミダスA投資事業有限責任組合について ①市原創吾・ミダス投資事業有限責任組合との関係について」に記載のとおりであります。

9. 当該有限責任組合の概要は、「第二部企業情報 第2事業の状況 2 事業等のリスク (19) 当社の大株主である市原創吾・ミダス投資事業有限責任組合、岩田匡平・ミダス投資事業有限責任組合及び吉村英毅・ミダスA投資事業有限責任組合について ②岩田匡平・ミダス投資事業有限責任組合との関係について」に記載のとおりであります。

10. 当該有限責任組合の概要は、「第二部企業情報 第2事業の状況 2 事業等のリスク (19) 当社の大株主である市原創吾・ミダス投資事業有限責任組合、岩田匡平・ミダス投資事業有限責任組合及び吉村英毅・ミダスA投資事業有限責任組合について ③吉村英毅・ミダスA投資事業有限責任組合との関係について」に記載のとおりであります。

独立監査人の監査報告書

2022年 5 月 17 日

株式会社A V i C

取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 安原 徹
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中須賀 高典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社A V i Cの2019年10月1日から2020年9月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A V i Cの2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年 5 月 17 日

株式会社A V i C

取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 安原 徹
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中須賀 高典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社A V i Cの2020年10月1日から2021年9月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A V i Cの2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2022年5月17日

株式会社A V i C

取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 安原 徹
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中須賀 高典
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社A V i Cの2021年10月1日から2022年9月30日までの第10期事業年度の第2四半期会計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）及び第2四半期累計期間（2021年10月1日から2022年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社A V i Cの2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。

